

第 1 号

( 6 月 1 日 )

## 議 事 日 程

平成30年 6月 1日  
午前 9時30分 開会  
長 和 町 議 会 議 長

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 4号 例月出納検査結果報告
- 日程第 4 報告第 5号 平成29年度長和町土地開発公社事業会計決算について
- 日程第 5 報告第 6号 平成29年度長和町一般会計繰越明許費について
- 日程第 6 報告第 7号 平成29年度長和町一般会計事故繰越しについて
- 日程第 7 長和町議会常任委員会の委員の辞任について
- 日程第 8 発議第 2号 長和町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について  
(議員提出)
- 日程第 9 長和町議会常任委員会の委員の選任について
- 日程第10 長和町議会常任委員会の正副委員長互選結果の報告について
- 日程第11 承認第 1号 専決処分した長和町税条例の一部を改正する条例の承認について  
(町長提出)
- 日程第12 承認第 2号 専決処分した長和町介護保険条例の一部を改正する条例の承認  
について  
(町長提出)
- 日程第13 承認第 3号 専決処分した平成29年度長和町一般会計補正予算(第6号)  
の承認について  
(町長提出)
- 日程第14 承認第 4号 専決処分した平成29年度長和町国民健康保険特別会計(事業  
勘定)補正予算(第6号)の承認について  
(町長提出)
- 日程第15 承認第 5号 専決処分した平成29年度長和町国民健康保険歯科診療所事業  
特別会計補正予算(第2号)の承認について  
(町長提出)
- 日程第16 承認第 6号 専決処分した平成29年度長和町後期高齢者医療特別会計補正  
予算(第4号)の承認について

(町長提出)

日程第 1 7 承認第 7 号 専決処分した平成 2 9 年度長和町介護保険特別会計補正予算 (第 5 号) の承認について

(町長提出)

日程第 1 8 議案第 4 4 号 長和町ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出)

日程第 1 9 議案第 4 5 号 長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出)

日程第 2 0 議案第 4 6 号 平成 3 0 年度長和町一般会計補正予算 (第 1 号) について

(町長提出)

日程第 2 1 委員会付託について

散 会

## 平成30年長和町議会6月定例会（第1号）

平成30年6月1日 午前 9時30分開会

### 出席議員（9名）

1番	佐藤 恵一 議員	2番	渡辺 久人 議員
3番	田福 光規 議員	4番	森田 公明 議員
5番	宮沢 清治 議員	6番	伊藤 栄雄 議員
7番	柳澤 貞司 議員	9番	羽田 公夫 議員
10番	田村 孝浩 議員		

### 欠席議員（1名）

8番 小川 純夫 議員

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	羽田 健一郎 君	副 町 長	高見沢 高明 君
教 育 長	辰野 登志男 君	総 務 課 長	小林 文江 君
企画財政課長	金山 睦夫 君	建設水道課長	長井 剛 君
建設水道課専門幹	龍野 正広 君	こども健康推進課長	藤田 仁史 君
町民福祉課長	藤田 孝 君	情報広報課長兼会計管理者	山浦 純一 君
産業振興課長	藤田 健司 君	教 育 課 長	宮阪 和幸 君
総務課長補佐	小林 義明 君	代表監査委員	名倉 俊城 君

### 議会事務局出席者

事 務 局 長	城内 秀樹 君	議会事務局書記	宮澤 志緒 君
---------	---------	---------	---------

◎開会の宣告

○議長（田村孝浩君） おはようございます。

定数定刻ともに至りましたので、平成30年6月長和町議会第2回定例会を開会いたします。

なお、本日、8番、小川純夫議員から、葬儀のため欠席届が提出されておりますので、御承知ください。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田村孝浩君） 日程第1 会議録署名議員の指名について、会議規則第127条の規定に基づき、議長において4番、森田公明議員、9番、羽田公夫議員の両議員を指名いたします。

---

◎日程第2 会期の決定

○議長（田村孝浩君） 続いて日程第2 会期の決定についてお諮りいたします。

会期につきましては、5月22日開催の議会運営委員会において決定しておりますので、議会事務局より報告いたします。

城内事務局長。

○事務局長（城内秀樹君） それでは、議会の日程を申し上げます。お手元の議案書の1ページをごらんください。

5月22日開催されました議会運営委員会で会期の決定をいたしました。

本日6月定例会の開会、6月5日、一般質問が4名の議員からございます。

6月7日、社会文教常任委員会、6月の8日、総務経済常任委員会を開催いたします。

6月14日、議会の再開、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会という運びになっております。

会期14日間となりますが、よろしく願いをいたします。

○議長（田村孝浩君） ただいまの報告のとおり、本定例会の会期を本日6月1日から6月14日までの14日間とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 異議なしと認め、本定例会の会期は本日6月1日から6月14日までの14日間と決定をいたしました。

---

○議長（田村孝浩君） ここで報告いたします。

本定例会に提出されました案件は、報告第4号から第7号までの報告案4件、発議第2号を含め

た常任委員会に関する案4件、承認第1号から第7号までの専決承認案7件、議案第44号、45号の条例改正案2件、議案第46号の平成30年度一般会計補正予算案1件の合計18件であります。

これより会議に入ります。

---

◎日程第3 報告第4号 例月出納検査結果報告

○議長（田村孝浩君） 日程第3 報告第4号 例月出納検査結果について、名倉俊城代表監査委員から報告を求めます。

名倉代表監査委員。

○代表監査委員（名倉俊城君） おはようございます。

それでは、例月出納検査結果の報告をさせていただきます。

報告第4号

平成30年6月1日

長和町長 羽田健一郎様

長和町議会議長 田村孝浩様

長和町監査委員 名倉俊城

〃 柳澤貞司

例月出納検査結果報告（平成29年度4月分）

（平成30年度4月分）

去る5月24日、平成29年度4月分並びに平成30年度4月分の例月出納検査を実施いたしまして、その結果を地方自治法第235の2第3項の規定により、報告するものでございます。

詳細につきましては、議案3ページ、御参照いただければと思います。

以上でございます。

○議長（田村孝浩君） 報告を終わります。

---

◎日程第4 報告第5号 平成29年度長和町土地開発公社事業会計決算について

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第4 報告第5号 平成29年度長和町土地開発公社事業会計決算について、報告を求めます。

高見沢土地開発公社理事長。

○土地開発公社理事長（高見沢高明君） 改めまして、おはようございます。それでは、御報告をいたします。議案書の4—1ページをお願いいたします。

平成29年度長和町土地開発公社事業会計の決算につきましては、5月8日開催の理事者会において御承認をいただき、地方自治法第243条の3第2項の規定によって、議会へ報告するものでございます。

決算の内容につきましては、29年度中に桜清水台団地の1区画を販売することができました。よって、桜清水台団地は全区画、販売が完了となっております。

また、立岩落合住宅団地1期13区画、2期4区画、合わせまして17区画の宅地造成を行い、9区画が販売済みとなっております。現在、残区画につきましては、二次募集中で販売に向けて努力をしているところでございます。

なお、残区画につきましては、有坂団地1区画、細尾団地3区画、今、申しあげました立岩落合住宅8区画となっております。

詳細につきましては、次ページの4-2から4-17までの決算書をごらんください。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（田村孝浩君） 報告を終わります。

---

◎日程第5 報告第6号 平成29年度長和町一般会計繰越明許費について

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第5 報告第6号 平成29年度長和町一般会計繰越明許費について、報告を求めます。

金山企画財政課長。

○企画財政課長（金山睦夫君） それでは、議案書5-1ページをお願いします。

報告第6号 平成29年度長和町一般会計繰越明許費について、地方自治法施行令関係規定により報告するものです。

なお、この繰越明許の内容につきましては、林道施設災害復旧事業を除いて、承認第3号を専決処分した平成29年度長和町一般会計補正予算（第6号）の第2条繰越明許の補正としまして、予算書6ページにございますものですので、よろしく願いいたします。

内容につきましては、5-2ページからとなります。

3月議会において、御承認いただきました内容に、専決処分した新たに繰り越しをしなければならなくなったもの5件と繰越額を変更するもの1件を含めて、報告をするものでございます。

まず、追加の5件ですけれども、一般廃棄物処理場修繕工事につきましては、災害査定に不測の日数を要し、工事着工がおくれたため、繰り越したものです。

町道街道線道路改良工事につきましては、地質調査の結果、舗装構成が大幅に変更となったため、年度内に工事完了が難しくなったものです。

長門小学校トイレ改修工事につきましては、材料調達に日数を要したこと、工事施工についても授業の妨げにならない夏休み中に行う必要があることから、繰り越しといたしました。

和田中学校理科室廃棄物薬品処分につきましては、処分する薬品の整理に不測の日数を要し、発注時期がおくれたもので、処分完了が8月になる見込みであります。

史跡中山道追加指定対象地積測量及び求積業務委託につきましては、史跡追加指定申請地である中山道と本来の道筋の一部が確定できず、再調査が必要となったため、繰り越しといたしました。

林道施設災害復旧事業については、変更ございません。

その下、公共土木施設復旧事業につきましては、29年度内竣工実績に基づきまして繰越額の変更をしたものです。

以上の理由から、それぞれ記載の額を30年度に繰り越しをいたしました。

報告は以上です。

○議長（田村孝浩君） 報告を終わります。

---

◎日程第6 報告第7号 平成29年度長和町一般会計事故繰越しについて

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第6 報告第7号 平成29年度長和町一般会計事故繰越しについて、報告を求めます。

金山企画財政課長。

○企画財政課長（金山睦夫君） それでは、続きまして議案書6—1ページをお願いします。

報告第7号 平成29年度長和町一般会計事故繰越しについて、地方自治法施行令関係規定により報告するものです。

事故繰り越しにつきましては、地方自治法第220条第3項の規定による歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため、年度内に支出を終わらなかったものとなります。

議案書6—2ページにあります平成28年度畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業につきましては、国の28年度補正予算に伴って予算化したもので、29年度への繰越明許費として承認をいただいております。この事業の執行については、株式会社長門牧場が工事実施主体となり進めてまいりましたが、この冬の例年になく厳しい寒さと積雪によりまして工事がおくれ、29年度内に工事完了しない見込みとなったため、事故繰り越しといたしました。

なお、本事業は5月23日をもって完了しております。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（田村孝浩君） 報告を終わります。

---

◎日程第7 長和町議会常任委員会の委員の辞任について

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第7 常任委員会委員の辞任についてを議題といたします。

常任委員会委員の編成をするため、各常任委員会委員全員より委員の辞任をしたいとの申し出があります。

お諮りいたします。本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員会の委員の辞任を許可することに決定をいたしました。



---

◎日程第 8 発議第 2 号 長和町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について  
(議員提出)

○議長(田村孝浩君) 次に、日程第 8 発議第 2 号 長和町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを上程いたします。

上程された議案について、柳澤貞司議員より提案理由の説明を求めます。

柳澤貞司議員。

○7番(柳澤貞司君) それでは、発議第 2 号 長和町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。

平成 29 年 12 月の新しい議会体制となりまして、各常任委員会については、それぞれ経過してまいりました。議長を除く 9 人で構成し、12 月議会、3 月議会と 2 度の経験をしてまいりましたが、それぞれの議員の皆さんから、やはり専門性をもって審査をするべきとの意見が多数ございました。今回、議員定数の 2 分の 1 の 5 人でそれぞれの常任委員会を組織することとし、それに伴いまして、委員会条例の改正をお願いするものでございます。

議案書の 8—3 ページをごらんいただきたいと思います。

総務経済常任委員会の委員を現行「9 人」を「5 人」とし、社会文教常任委員会の委員を現行「9 人」を「5 人」といたします。

また、社会文教常任委員会の所管でございます。その中で、「及び教育委員会」と文言の整理をさせていただきます。

施行期日につきましては、公布の日からということでお認めをいただければ、本日の 6 月 1 日からの公布、施行となります。

説明は以上でございます。皆さんの御賛同を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長(田村孝浩君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第 8 発議第 2 号 長和町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、審議に付します。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(田村孝浩君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(田村孝浩君) 討論を終わります。これより発議第 2 号を採決いたします。

発議第 2 号を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(田村孝浩君) 全員賛成。発議第 2 号は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩といたします。

休 憩 午前 9時45分

---

再 開 午前 9時46分

○議長（田村孝浩君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいま休憩中に長和町議会委員会条例が公布、施行されました。

---

◎日程第9 長和町議会常任委員会の委員の選任について

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第9 長和町議会常任委員会の委員の選任についてを議題とします。

ここで、改めて常任委員会の委員の選任をし直します。常任委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が議会に諮って指名をいたします。

それでは、事務局長より読み上げます。

城内事務局長。

○事務局長（城内秀樹君） それでは、各常任委員会の委員の皆様のお名前を読み上げます。

総務経済常任委員会。渡辺久人議員、宮沢清治議員、伊藤栄雄議員、柳澤貞司議員、小川純夫議員、以上でございます。

次に、社会文教常任委員会です。佐藤恵一議員、田福光規議員、森田公明議員、羽田公夫議員、田村孝浩議員、以上でございます。

○議長（田村孝浩君） お諮りいたします。ただいまの朗読のとおり、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 異議なしと認め、常任委員会委員をただいまの朗読のとおり指名いたします。

---

◎日程第10 長和町議会常任委員会の正副委員長の互選結果の報告について

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第10 各常任委員会の正副委員長の互選結果の報告について、互選された結果を事務局長より読み上げます。

城内事務局長。

○事務局長（城内秀樹君） それでは申し上げます。

総務経済常任委員会委員長、宮沢清治議員、副委員長、渡辺久人議員。

社会文教常任委員会委員長、森田公明議員、副委員長、田福光規議員。

以上でございます。

○議長（田村孝浩君） 各常任委員会の正副委員長の互選結果の報告を終わります。

---

◎日程第11 承認第1号 専決処分した長和町税条例の一部を改正する条例の承認

について

(町長提出)

◎日程第12 承認第2号 専決処分した長和町介護保険条例の一部を改正する条例の承認について

(町長提出)

◎日程第13 承認第3号 専決処分した平成29年度長和町一般会計補正予算(第6号)の承認について

(町長提出)

◎日程第14 承認第4号 専決処分した平成29年度長和町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第6号)の承認について

(町長提出)

◎日程第15 承認第5号 専決処分した平成29年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計補正予算(第2号)の承認について

(町長提出)

◎日程第16 承認第6号 専決処分した平成29年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)の承認について

(町長提出)

◎日程第17 承認第7号 専決処分した平成29年度長和町介護保険特別会計補正予算(第5号)の承認について

(町長提出)

◎日程第18 議案第44号 長和町ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出)

◎日程第19 議案第45号 長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出)

◎日程第20 議案第46号 平成30年度長和町一般会計補正予算(第1号)について

(町長提出)

○議長(田村孝浩君) 次に、日程第11 承認第1号 専決処分した長和町税条例の一部を改正する条例の承認についてから、日程第20 議案第46号 平成30年度長和町一般会計補正予算(第1号)についてまでを一括して上程をいたします。

全議案について、町長より提案理由の説明を求めます。

羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 皆さん、おはようございます。日に日に緑が深まり、大変爽やかな季節となつてまいりました。田んぼの早苗も日ごとに成長し、初夏への移ろいを見せております。

本日ここに、6月定例会を招集いたしましたところ、議員各位の出席を賜り、開会できますことに心より感謝を申し上げる次第であります。

このところ季節の進みが早く、不順な天候による異常気象も懸念される中、これから梅雨や台風のシーズンを迎え、災害発生が予想されるわけではありますが、近年の豪雨災害等の教訓を踏まえて、対応には万全を期してまいりたいと考えているところであります。

昨年11月まで、7期・25年1カ月の長きにわたり町の議員を務められた栗原暁史さんが去る5月19日にお亡くなりになりました。栗原さんには、人なつっこい笑顔と温厚・気さくな人柄で多くの町民から愛され、町のため、町民のためにその半生を捧げてこられました。病気の治療に専念するため議員を勇退され、御家族とともに懸命に病気と闘っておられましたが、急逝されたことを皆様とともに心からお悔やみを申し上げます。どうぞ安らかに、そして天国から長和町の行く末を見守っていただきたいと存じます。

さて、天皇陛下の退位日に当たる「退位特例法の施行日」を来年4月30日とすることが決定されました。これによりまして、30年余り続いた平成の時代が終わり、翌5月1日に皇太子が新天皇に即位し、新しい元号の時代が始まります。平成もあと1年を切ったわけではありますが、何とも言えない感慨深い思いとともに、新元号の公表は改元日の1カ月前になると言われておりますが、どんな元号になるのかといった楽しみな気持ちが入りまじっております。

平成29年4月より「新生・依田窪南部中学校」がスタートをし、1年が経過をいたしました。少し前の話ではございますが、3月14日に第62回となる卒業証書授与式がとり行われました。統合後、初の卒業式であり、答辞では「旧和田中」と「旧依田窪南部中」から選出された2名の生徒会長がそろって登壇し、統合を含めた3年間の中学校のさまざまな活動の思い出を述べると、場内は感動に包まれました。本当に心に残る卒業式でありました。

依田窪病院につきましては、内科医不足により町民皆様に御不便をおかけしていたところですが、さまざまところで医師確保に努めてまいりました結果、御承知のとおり今年の11月に待望の内科医が依田窪病院へ常勤いただけることになり、さらに、諏訪中央病院からこの3月まで内科医1名の派遣を受け、医師4名体制で内科診療を行ってまいりました。この4月からは、長野県から派遣医師が1名常勤となり、変わらぬ体制で地域医療を担っていただいております。加えて、7月からは諏訪中央病院から内科医1名が派遣される予定です。

それでもまだ、医師不足は解消できていませんので、引き続き医師確保に努めてまいりたいと存じます。

また、役場庁舎の統合により空きスペースとなっておりました旧和田庁舎の1階を改修し、依田窪病院附属和田診療所と和田歯科診療所がそこに移転して、4月2日から診療を開始しております。

今年度は、県の合併特例交付金を財源として、旧和田庁舎の耐用年数を過ぎたエレベーターとトイレ等の改修を主体に、福祉と健康を充実させるための多目的施設として利活用できるよう、引き続き旧和田庁舎の施設改修を進めてまいります。

新年度がスタートいたしまして、はや2カ月が経過をしております。

健全な財政運営を念頭に置き、新年度の行政運営を進めているところでございますが、今般の社会情勢を見ますと、原油関連価格が高どまりを見せており、ガソリンを初め生活用品に至るあらゆる物価上昇が、私たちの生活にも大きく影響を及ぼしてきており、改善傾向にあります日本経済への影響が懸念されるところでございます。

行政運営に当たりまして、なお一層の経費節減が求められているところでありますので、引き続き無駄を省き、最小の経費で最大の効果を上げることの原則に基づき、努力してまいりたいと考えております。

さて、大変うれしいニュースでございます。5月24日に東京で平成30年度の日本遺産の認定交付式があり、私も出席してまいりました。

既に皆様もテレビや新聞等でごらんいただいたかと存じますが、今年度は新たに13件が選ばれ、そのうち長野県からは県と茅野市や下諏訪町など8市町村が山梨県の6市とともに申請した「星降る中部高地の縄文世界」が認定されました。副題としては、「数千年を遡る黒曜石鉱山と縄文人に出会う旅」とされており、長和町の黒曜石が大きな要素となっております。

この日本遺産とは、各地に点在する文化財を地域的なつながりや時代的な特徴ごとにまとめ、その魅力を国の内外に発信し、地域振興に役立てるという制度で、平成27年から東京オリンピックの開催をめどに、文化庁が取り組んでいるものです。

認定式とその後の講習会では、全国を対象として、5カ年でおおむね100件の日本遺産を認定し、それぞれが3カ年にわたる補助とプロデューサー等の専門家の人的支援を受け、地域の歴史遺産とその周辺の特産品を初めとする多様な観光資源とを結びつけた広域的な魅力発信事業を企画実践し、国内外からの誘客を目指すとのことでありました。

日本遺産は、現時点で67件の認定となります。長野県では木曾地域に次ぐ2例目となりますが、今回の認定に当たっては、全国でも類例のない黒曜石資源とその流通を背景として、この地域に国宝とされた土偶や芸術性の高い縄文土器を持つ文化が生み出されたという点が評価されました。

「星降る中部高地」とありますように、長和町の3万年という日本最古のブランド黒曜石が、星のごとく輝く今日のブランドとして再評価されたと言えます。

日本遺産の認定も、申請件数とともに年々ハードルが高くなっていると聞き及んでおります。今後、県、市町村を超えた広域的な連携と文化財のみではなく、産業振興を含めた組織の横の連携が大きな課題とされますが、長和町が長年取り組んでまいりました歴史遺産を生かしたまちづくりが地域振興につながる大きなチャンスとして、この機会を生かしていきたいと考えております。

それでは、今議会に提案させていただきました承認案7件、条例案2件、補正予算案1件について

て、順次説明を申し上げます。

まず、承認第1号 専決処分した長和町税条例の一部を改正する条例の承認についてでございますが、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、4月1日に施行された関係から、町の税条例の改正が必要なものについて、全て準則どおり、本年3月31日付で専決処分により改正させていただきました。

次に、承認第2号 専決処分した長和町介護保険条例の一部を改正する条例の承認について、御説明を申し上げます。

本年3月に策定されました、平成30年度から3年間を計画期間とする第7期介護保険事業計画において定められた内容に沿って、基準所得金額等を改正するものでありますが、本計画の長和町介護保険運営協議会からの答申が3月13日であり、期間がなかったことから、本年3月31日付で専決処分により改正させていただきました。

次に、平成30年3月30日付で専決処分させていただきました補正予算の関係について、御説明を申し上げます。

初めに、承認第3号 平成29年度長和町一般会計補正予算（第6号）であります。歳入では、地方譲与税、各交付金、地方交付税、国及び県からの負担金・補助金の確定等に伴う補正、地方債の補正が主なものとなっております。このうち、地方交付税の関係では、特別交付税の3月交付分の額が確定したことから、交付額に合わせて補正をさせていただきました。

歳出につきましては、平成30年3月定例議会に提出させていただきました補正予算のとりまとめ後に変動を来したものに係る補正であります。これらの補正につきましては、国・県の補助事業及び地方債にかかわる事業の補正など、各種事務事業の清算に伴う主なものとなっております。

また、民生費において、介護保険特別会計の運営支援分を繰り出す補正予算を計上をさせていただきました。

一般会計全体では1億3,000万円の補正減となり、補正後の予算総額は61億8,000万円です。

一般会計と同じく専決処分をさせていただきました承認第4号 平成29年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第6号）から承認第7号 平成29年度長和町介護保険特別会計補正予算（第5号）の各特別会計の補正予算につきましては、介護保険特別会計において、先ほど一般会計補正予算の説明の中で触れさせていただきました、運営支援に係る一般会計繰入金の補正予算を計上をさせていただきました。

このほかの補正予算につきましては、一般会計と同様に各種事務事業の清算に伴う補正が主なものとなっております。

続いて、議案第44号 長和町ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本条例に規定するCSデジタルパックについて、金額を実費としたいという内容でございます。

なお、本条例の改正に当たりまして、事務執行上の不手際がございましたので、御報告とおわびを申し上げる次第であります。ケーブルテレビの運営をするために、町民の皆様から施設使用料を徴収しております。CSテレビ放送を視聴するために、CSテレビ基本パック使用料として、加入者の方から使用料を徴収し丸子テレビ放送株式会社に支払うものでございますが、先日、この使用料について条例とは異なる料金徴収が行われていたことが発覚をいたしました。平成28年4月の料金改正に伴い、加入者の皆さんには事前にダイレクトメールや電話での説明をし、承諾をしていただいた上で、月額972円の使用料を徴収させていただいておりました。この時点で条例改正をしなければならなかったわけですが、失念をしまい現在に至ったという経過でございます。

議案第45号 長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正により生ずる条例ずれに対応するため、町条例の改正をお願いするものであります。

次に、議案第46号 平成30年度長和町一般会計補正予算（第1号）につきまして、主な内容を御説明を申し上げます。

総務費関係では、平成32年度より導入されます会計年度任用職員制度に対応するための予算を計上をさせていただきました。

農林水産業費関係では、元気づくり支援金事業において姫木観光施設改修等に係る補正予算を計上させていただきました。そのほかにも、松くい虫防除に係る補正予算を計上をさせていただいております。

商工費関係では、やすらぎの湯施設の改修に係る補正予算を計上をさせていただきました。これは、視覚障害者の方も安心して施設を利用していただくためのものであります。

教育費関係では、長門小学校の施設修繕や大門地区の歴史的景観形成に係る補助金の補正予算を計上をさせていただきました。また、黒曜石のふるさと創生事業につきましては、事業主体の変更に係る補正予算を計上をさせていただいております。

歳入におきましては、歳出予算の補正に伴う国庫・県支出金の補正が主なものとなっております。

補正額は1,200万円であり、補正後の予算総額は59億1,200万円となります。

以上、今定例会に提案させていただきました承認案件及び議案について、概要を説明をさせていただきましたが、詳細につきましては御審議の際、それぞれ担当者より説明を申し上げますので、原案を御承認賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（田村孝浩君） 提案理由の説明が終わりました。

ただいま10時8分です。10時20分まで暫時休憩といたします。

休 憩 午前10時08分

---

再 開 午前10時20分

○議長（田村孝浩君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここで、お諮りいたします。

ただいま上程されました日程第11 承認第1号 専決処分した長和町税条例の一部を改正する条例の承認についてから、日程第17 承認第7号 専決処分した平成29年度長和町介護保険特別会計補正予算（第5号）の承認についてまでは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することとし、本日、審議したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 御異議なしと認め、承認第1号から第7号までの専決処分の承認については、本日、審議することに決定をいたしました。

それでは、日程第11 承認第1号 専決処分した長和町税条例の一部を改正する条例の承認についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の詳細説明を求めます。

小林総務課長。

○総務課長（小林文江君） 議案書11—1ページをごらんください。

承認第1号 専決処分した長和町税条例の一部を改正する条例の承認につきまして、地方自治法第179条の規定により報告をし、議会の承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、20ページからの新旧対照表で説明をさせていただきたいと思っております。11—20ページです。済いません。11—20ページから説明をさせていただきます。

主な改正点につきましては、11—21ページ、第24条からになります。住民税の給与、公的年金所得の見直しということで、給与及び公的年金等の控除額を引き下げかわりに、同額を基礎控除額に振りかえるものとなっております。

それから、同じく11—37ページをお願いします。

37ページの92条からになりますけれども、たばこ税の税率をことし10月1日から3段階で引き上げ、加熱式たばこについても課税方式の見直しを実施するという内容でございます。

続いて、11—48ページになりますけれども、下段になります。附則第10条の2の16号でございますが、生産性革命の実現に向けた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税を軽減することを盛り込んだ内容となっております。

それから、53ページをお願いします。

同じく附則の第10条の3の11号の（6）ですけれども、平成30年度の固定資産税評価がえにより、負担調整を「平成27年度から29年度まで」を「平成30年度から32年度まで」とし、これを3年間延長して現行の仕組みを3年延長するというものでございます。これらは、地方税法等の法律改正に関係する長和町の税条例の一部改正となります。

施行期日につきましては、国の法律改正施行日と合わせて、30年4月1日でございます。よろしくお願いたします。



説明は以上です。

○議長（田村孝浩君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わり、これより承認第1号を採決いたします。

承認第1号について、承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 異議なしと認め、承認第1号は承認されました。

次に、日程第12 承認第2号 専決処分した長和町介護保険条例の一部を改正する条例の承認についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の詳細説明を求めます。

小林総務課長。

○総務課長（小林文江君） それでは、議案書の12—1ページのほうをお願いいたします。

承認第2号 専決処分した長和町介護保険条例の一部を改正する条例の承認につきまして、地方自治法の規定により報告をし、議会の承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、12—4ページの新旧対照表をごらんください。

第2条のところですが、第2条保険料率ということで、この年度を「30年度から32年度」といたしました。それから、同2条で基準所得金額を「190万円」を「200万円」、「290万円」を「300万円」にするという内容でございます。

それから、第19条の関係ですが、介護保険法施行規則の改正により、市長村の質問検査権について対象者の範囲が拡大されたことが主な改正点で、施行期日は、30年4月1日でございます。

説明は以上です。

○議長（田村孝浩君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わり、これより承認第2号を採決いたします。

承認第2号について、承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 御異議なしと認め、承認第2号は承認されました。

次に、日程第13 承認第3号 専決処分した平成29年度長和町一般会計補正予算（第6号）

の承認についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の詳細説明を求めます。

金山企画財政課長。

○企画財政課長（金山睦夫君） それでは、議案書13—1ページをお願いします。

承認第3号でございます。平成29年度長和町一般会計補正予算（第6号）について、専決処分  
で対応させていただきましたので、報告しまして、御承認をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして、予算書の1ページをお願いいたします。

既定の歳入歳出からそれぞれ1億3,000万円を減額し、総額を61億8,000万円とする  
ものでございます。

第2条、繰越明許につきましては、報告第6号で報告した内容でございます。

第3条、地方債の補正につきましては、7ページにあります第3表のとおり、災害復旧事業債を  
新規に830万円借り入れるほか、それぞれの事業実績に基づきまして借入額を補正させていた  
きました。

歳入歳出の詳細につきましては、13ページからとなります。

歳入につきまして、3月補正予算とりまとめ後の各歳入項目の額の確定などによる補正が主な内  
容となっております。

14ページ、下のほうですけれども、地方消費税交付金が3,870万円余りの増、次の15ペー  
ジ、地方交付税について、特別交付税分として8,340万円余りの増、めくっていただきまして、  
17ページ、款13国庫支出金項1国庫負担金の目3土木施設災害復旧費負担金につきまして、国  
庫負担金の確定により970万円の減となりました。

同じページの国庫補助金、土木費国庫補助金についてですが、括弧がついております（繰越）と  
あります2項目につきまして、予算の計上誤りによりまして減額といたしました。

以下、21ページの上段、款17繰入金項1財産区繰入金まで事業の実績に伴う補正です。

21ページの中段、基金繰り入れにつきましては、今回の歳入歳出補正の状況から財政調整基金  
繰入金を2億2,550万円余り減額としました。

次に、24ページからの歳出ですけれども、事業が完了したことによる精算に伴う補正が主なも  
のとなっております、39ページをお願いします。

民生費の目4在宅福祉費において、介護保険特別会計繰出金を3,599万2,000円補正さ  
せていただきました。

飛びまして、52ページ、土木費、土木管理費の除排雪関連経費につきましては525万円の減  
額となります。

61ページ、土木施設災害復旧費は、査定等により、事業費が確定したことによりまして4,3  
50万円の減額となっております。

説明は以上でございます。

○議長（田村孝浩君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わり、これより承認第3号を採決いたします。

承認第3号について、承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 御異議なしと認め、承認第3号は承認されました。

次に、日程第14 承認第4号 専決処分した平成29年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第6号）の承認についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の詳細説明を求めます。

藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは、議案書の14-2、1ページ目をおめくりいただきまして、専決第4号ということで、平成29年度長和町国民健康保険特別会計補正予算書について、御説明させていただきます。

第1条ということで、既定の歳入歳出にそれぞれ1,503万8,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ9億3,719万7,000円とするものでございます。今回の補正につきましては、一般会計同様にそれぞれの科目に、歳入歳出の科目につきまして、交付金等の決定額及び実績等による補正でございます。

それでは、主なものについて説明をさせていただきます。

9ページをお開きください。

歳入でございますけど、款1国民健康保険税でありますけど、実績に基づきまして合計で671万2,000円の増額となっております。

以下、10ページの款2使用料及び手数料から、12ページの款11諸収入におきましても、各種交付金の決定と実績により、増減の補正となっております。金額はごらんとおりでございます。

次に、歳出でございますけど、13ページをごらんください。

款1項1総務管理費、項3運営協議会費につきましては、それぞれ実績に伴う減額の補正でございます。金額はごらんとおりでございます。

14ページからの款2保険給付費ですけど、医療費の給付実績により補正でございます。項1療養諸費、合計で1,001万4,000円の減額となっております。

以下、14ページからの項2高額療養費から16ページの項5結核精神諸費につきましても、給付実績による減額となっております。款2保険給付費全体で1,632万5,000円の減額となっております。

以下、同様にそれぞれの実績等に基づきまして補正となっておりますので、19ページですけど、19ページの款12予備費につきましては、以上の歳入歳出により発生しました剰余金を予備費として計上をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（田村孝浩君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わり、これより承認第4号を採決いたします。

承認第4号について、承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 御異議なしと認め、承認第4号は承認されました。

次に、日程第15 承認第5号 専決処分した平成29年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計補正予算（第2号）の承認についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の詳細説明を求めます。

藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは、説明をさせていただきます。

議案書15-2をお開きください。

1ページ目をお開きいただきまして、専決第5号ということで、平成29年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計の補正予算について、説明をさせていただきます。

既定の歳入歳出からそれぞれ198万3,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ1,101万7,000円とするものでございます。

9ページをお開きください。

今回の補正につきましては、歯科診療所の診療報酬の額の決定に基づく補正でございます。歳入につきましては、診療報酬それぞれ合わせて198万3,000円の減額で、歳入の減額に伴いまして10ページの歳出ですけど、同額を款1項1目1 歯科一般管理費の歯科医師診療報酬を同額減額するものでございます。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わり、これより承認第5号を採決いたします。

承認第5号について、承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 御異議なしと認め、承認第5号は承認されました。

次に、日程第16 承認第6号 専決処分した平成29年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の承認についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の詳細説明を求めます。

藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは、説明をさせていただきます。

議案書16—2をごらんください。

1ページ目をお開きいただきまして、専決第6号ということで、平成29年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第4号）について、御説明をさせていただきます。

既定の歳入歳出にそれぞれ69万3,000円を追加し、総額、歳入歳出それぞれ7,885万2,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、それぞれ歳入歳出の金額が確定したことに基づきます補正でございます。

8ページ目をお開きください。

歳入の款1後期高齢者保険料ですけど、保険料徴収の実績に基づきまして、特別徴収、普通徴収、それぞれ合わせまして85万6,000円の増額となっております。

9ページをお開きください。

9ページの歳出でありますけど、款1目1一般管理費、目2徴収費につきましては、実績に基づく減額、款2後期高齢者医療広域連合納付金につきましても、納付金額確定によりまして84万3,000円の増額とするものでございます。

款4予備費につきましては、総額の端数調整を行う補正となっております。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わり、これより承認第6号を採決いたします。

承認第6号について、承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 御異議なしと認め、承認第6号は承認されました。

次に、日程第17 承認第7号 専決処分した平成29年度長和町介護保険特別会計補正予算(第5号)の承認についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の詳細説明を求めます。

藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長(藤田 孝君) それでは、御説明をさせていただきます。

議案書17-2をごらんください。

1ページ目をお開きください。

専決第7号 平成29年度長和町介護保険特別会計補正予算(第5号)について、御説明をさせていただきます。

既定の歳入歳出からそれぞれ1,983万6,000円を追加し、総額、歳入歳出それぞれ10億1,709万9,000円とするものでございます。

今回の補正は、保険料、国庫支出金等、歳入歳出額がそれぞれ確定したものに伴います補正でございます。

9ページ目をお開きください。

主なものについて御説明をさせていただきます。歳入の款1保険料につきましては、実績に基づきまして特別徴収、普通徴収合計で82万3,000円の増額でございます。

以下、款2項1目1督促手数料から11ページの款11項1目1第1号被保険者延滞金につきましては、各種交付金等の決定及び実績に基づく補正となっております。

なお、10ページの款8項1目4のその他一般会計繰入金のうち、節2事務費繰入金につきましては、先ほど説明がありました。また、3月1日に開催をされました全員協議会において介護保険事業計画について説明をする中で、30年度からの3年間の保険料を決定するに当たりまして、一般会計からの繰り入れを専決補正で対応する旨を説明をさせていただきました。

今回の一般会計からの繰り入れをここで受け入れて、実績に合わせて補正をさせていただくものでございます。

12ページ目をお開きください。

歳出であります。款1項1目1一般管理費で45万5,000円の減額、以下、同じく13ページまでの項1一般管理費につきましても、実績による補正となっております。

13ページから16ページの款2保険給付費項1介護サービス等諸費につきましては、それぞれ各種サービスの介護給付費実績に基づく減額補正となり、介護サービス等諸費全体では1,056万2,000円の減額となっております。

また、21ページから23ページの款4地域支援事業につきましても、実績に伴う増減の補正となっております。

次に、23ページの款5基金積立金につきましては、歳入で先ほど御説明をさせていただきましたとおり、30年度からの3年間の保険料を決定するに当たり、一般会計からの繰入金として繰り

入れたものを、4,000万円を介護給付費準備基金積立金として積み立てるための補正となっております。

予備費につきましては、補正に伴う総額調整のための補正でございます。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わり、これより承認第7号を採決いたします。

承認第7号について、承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 御異議なしと認め、承認第7号は承認されました。

次に、日程第18 議案第44号 長和町ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の説明を求めます。

小林総務課長。

○総務課長（小林文江君） 議案書18—1ページをお願いいたします。

議案第44号 長和町ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、18—3ページの新旧対照表で説明をさせていただきます。

別表の施設使用料のうち、CSデジタル基本パックについて、価格の変動に対応ができるよう、「800円」を「実費」とさせていただきたいという内容でございます。

説明は以上です。

○議長（田村孝浩君） 説明が終わりました。

なお、本定例会に上程された議案については、全て委員会への付託を予定しておりますので、詳細な質疑については、後刻、所属する担当委員に尋ねていただき、総括的、大綱的なものについての質疑をお願いしたいと存じます。

これより質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第19 議案第45号 長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

小林総務課長。

○総務課長（小林文江君） 議案書 19—1 ページをごらんください。

議案第 45 号 長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、議案書の 19—3 ページでございますが、第 15 条の 2 で、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律をこの中で引用しておりまして、同法律の一部改正により、条項ずれが生じたため、「同条第 9 項」を「同条第 11 項」に改正をしたいという内容でございます。

説明は以上です。

○議長（田村孝浩君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、日程第 20 議案第 46 号 平成 30 年度長和町一般会計補正予算（第 1 号）についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の説明を求めます。

金山企画財政課長。

○企画財政課長（金山睦夫君） それでは、議案書 20 ページとなります。

1 枚めくっていただきまして、議案第 46 号 平成 30 年度長和町一般会計補正予算（第 1 号）でございます。

既定の歳入歳出にそれぞれ 1, 200 万円を追加し、総額を 59 億 1, 200 万円とするものでございます。

内容につきましては、9 ページからとなります。

歳入でございますが、国庫支出金については、ワインブドウの圃場整備に係る国庫補助金 112 万円の増、県支出金につきましては、元気づくり支援金、松くい虫防除に係る補助金の増減で 123 万円の増、諸収入で、国際化に係る助成金 30 万円を見込み、財政調整基金繰り入れを 800 万円余り増とさせていただきます。

次に、歳出としまして 10 ページ、総務費では、会計年度任用職員制度の導入のための委託料 226 万円余りを計上し、その下、コミュニティ助成事業につきましては、事業主体の変更による歳出科目の組み替えを行いました。

11 ページにかけての農林水産業費では、ワインブドウの圃場整備に係る委託料の増、元気づくり支援金による姫木観光施設改修に係る事業費の補正、林業振興費では、松くい虫防除の委託料について、内報に基づきまして、125 万円の増といたしました。

12 ページ、商工費では、やすらぎの湯の福祉風呂の改修工事費 55 万 8, 000 円を計上いた



しました。

教育費関係では、長門小の火災通報システムの改修費、文化財保護費では、大門稲荷神社の歴史的景観整備に係る補助金を計上し、「黒曜石のふるさと」保存整備費では、事業主体の変更に係る補正、埋蔵文化財発掘調査費では、委託料から工事請負費への組み替えを行いました。

12ページの最後で、予備費47万3,000円を減額しまして、予算を調整したものでございます。

詳細につきましては、委員会審議において各担当から御説明いたしますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

---

#### ◎日程第21 委員会付託について

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第21 委員会付託についてを議題とします。

本定例会に提出されました議案第44号から第46号につきましては、常任委員会付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託したいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 御異議なしと認め、別表のとおり常任委員会に付託することに決定をいたしました。

各常任委員会は、本会期中に審査の上、結果の御報告をお願いをいたします。

次に、6月5日に一般質問を予定しておりますが、開議時刻を午前9時からとしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 御異議なしと認め、一般質問につきましては午前9時から開会いたしたいと存じます。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（田村孝浩君） 以上をもちまして、本日、予定いたしました会議は終了いたしました。

会議を閉じ、散会といたします。

御苦労さまでした。

---

散 会 午前10時52分

第 2 号

( 6 月 5 日 )

議 事 日 程

平成30年 6月 5日  
午前 9時00分 開議  
長 和 町 議 会 議 長

日程第 1 一 般 質 問  
散 会

## 平成30年長和町議会6月定例会（第2号）

平成30年6月5日 午前 9時00分開議

### 出席議員（10名）

1番	佐藤 恵一 議員	2番	渡辺 久人 議員
3番	田福 光規 議員	4番	森田 公明 議員
5番	宮沢 清治 議員	6番	伊藤 栄雄 議員
7番	柳澤 貞司 議員	8番	小川 純夫 議員
9番	羽田 公夫 議員	10番	田村 孝浩 議員

### 欠席議員（なし）

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	羽田 健一郎 君	副 町 長	高見沢 高明 君
教 育 長	辰野 登志男 君	総 務 課 長	小林 文江 君
企画財政課長	金山 睦夫 君	建設水道課長	長井 剛 君
建設水道課専門幹	龍野 正広 君	こども健康推進課長	藤田 仁史 君
町民福祉課長	藤田 孝 君	情報広報課長兼会計管理者	山浦 純一 君
産業振興課長	藤田 健司 君	教 育 課 長	宮阪 和幸 君
総務課長補佐	小林 義明 君		

### 議会事務局出席者

事 務 局 長	城内 秀樹 君	議会事務局書記	宮澤 志緒 君
---------	---------	---------	---------

◎開議の宣告

- 議長（田村孝浩君） おはようございます。  
長和町議会第2回定例会を再開いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。
- 

◎日程第1 一般質問

- 議長（田村孝浩君） 日程第1 一般質問を行います。  
通告順により、本日4名の一般質問を行います。  
2番、渡辺久人議員の一般質問を許します。

渡辺久人議員。

- 2番（渡辺久人君） 改めまして、おはようございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い、質問をさせていただきます。本日はトップバッターということで、最初に土砂災害警戒区域の町の対応について、2番目に長和町の給与・定員管理について、3番目に地方公務員法及び地方自治法改正の対応について、それぞれ質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初に、土砂災害警戒区域の町の対応についてであります。

6月に入り、これから本格的な梅雨の時期となり、大雨による洪水、土砂災害の発生リスクが高まります。長和町でも一昨年、四泊地区で水害が発生し、今なお災害発生危険もあるところがあります。

そんな中、昨年6月19日に水防法等の一部を改正する法律が施行され、8月10日には土砂災害防止対策基本指針の変更が告示されました。この法律の多くは、長野県あるいは長野県知事が行わなければならない内容ですが、市町村でも、この法律の第8条でかかわってきますので、幾つか質問をいたします。

最初に、平成27年に作成され各戸配付されていますハザードマップを見ますと、住宅街の約70%は、土砂災害警戒区域に含まれているように思います。この土砂災害警戒区域などの指定は県で行うものですが、最新の指定状況はいかほどでしょうか、お伺いします。

- 議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） お話ございましたように、これから梅雨の時期を迎え、大雨による災害を心配する季節となったわけでございます。

長和町では、平成27年6月、また平成28年8月に集中豪雨が発生をしまして、床上・床下浸水の家屋被害が発生をいたしております。また、昨年平成29年10月には、台風による強風により町内各所において倒木が発生をいたしまして、停電により通常の生活ができない状況となったこ

とは、記憶に新しいところでございます。

当町といたしましては、災害に備え、また対処するため、総合的かつ計画的な防災対策を推進するため、長和町地域防災計画を策定をしております。先月22日に開催をされました長和町防災会議におきまして、防災計画の改定をお認めをいただきました。今後起こり得る、起き得る災害に備えまして、職員はもとより住民の皆様に防災意識を高めていただき、災害対策を実施してまいりたいというふうに思っております。

以下、質問の詳細につきましては担当課長より説明をさせます。

○議長（田村孝浩君） 小林総務課長。

○総務課長（小林文江君） 御質問いただきました長和町の土砂災害警戒区域の指定状況について、答弁をさせていただきます。

まず、土石流の関係では、警戒区域が90カ所、特別警戒区域が80カ所が指定をされております。

次に、急傾斜地につきましては、崩壊警戒区域が153カ所、崩壊特別警戒区域は147カ所が指定をされております。

次に、地すべり警戒区域につきましては、5カ所が指定をされております。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） ありがとうございます。

次に、県の最新のデータは平成30年2月15日現在のものと思いますが、ハザードマップとの整合性はいかがでしょうか。

○議長（田村孝浩君） 小林総務課長。

○総務課長（小林文江君） 長野県に指定されております土砂災害危険箇所ですが、長和町においては、平成26年に土石流と急傾斜地の指定告示がされており、地すべりにつきましては、平成28年度に指定告示されております。

町では、平成28年5月に全戸配付をいたしました長和町防災ハザードマップにつきましては、これらの告示内容をもとに作成をされております。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） ありがとうございます。

ハザードマップを見ますと、土砂災害特別警戒区域ということで、特に危険箇所につきましては赤い線を引いて、その枠の中に特別警戒区域としてあるんですけども、その中に一般住宅が幾つか入っている箇所があると認めます。

それで、それらの箇所の掌握と、該当する方への告知や対策は行っているのでしょうか、お伺いします。

○議長（田村孝浩君） 小林総務課長。

○総務課長（小林文江君） 土砂災害特別警戒区域に該当する一般住宅等についての御質問でござ

いますが、登記地目での把握をしております。地図上での算出となるため、面積の10%以上が特別警戒区域に該当するものとさせていただきます。古町地区96筆、長久保地区40筆、大門地区214筆、和田地区144筆となり、全体で494筆が該当となります。

また、該当者への個別告知は実施しておりません。対策といたしましては、土砂災害特別警戒区域については長野県とともにハード面での工事を実施しているところではありますが、費用が莫大、多額になるため、全てに対応することは難しい状況です。

現在、町では、自主防災組織を設立するようお願いをしております。自主防災組織ごとに勉強会を開催し、地区ごとのハザードマップを作成することにより、災害への備えができるよう進めてまいります。

○議長（田村孝浩君） 渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） ありがとうございます。

ことし4月に、大分県中津市というところで、裏山が崩れて6の方が犠牲になっています。まだ記憶に新しいところかと思えますけれども、あの場所も災害区域には指定されていたということで、特に前日あるいは数週間前に雨が降ったということはないそうですけれども、地下水があったり、土砂が崩壊して、もうもろかったというようなことから災害が発生したとされています。

ただいまの答弁では、特別警戒区域の該当する筆数が494筆ということで、イコール世帯数ではないとも思えますけれども、かなりの数ではないかなと私は思います。全世帯の18.5%ぐらいが常に災害と隣り合わせになっているわけです。——にもかかわらず、告知も対策も行っていないとの答弁をいただきました。ハード面では、砂防堰堤の設置が当然考えられるわけですが、砂防堰堤は、土砂は食いとめますけれども、相対的な雨が降った場合は、水はどうしても流れますので、水は、水害は防げないと。そんなふうに思います。

町では平成26年から、今の回答ですと、28年にかけて、この指定を県と一緒にやってきていると思えますけれども、各地区でこの説明会を行われている際に、私も1回立ち会ったことがあるんですけど、余り住民が参加していなかったというような景観もあります。その後、ハザードマップができて配付されているわけですが、住民の皆さんそれぞれ、自分が本当にどこに危険なところにいるのかどうかというのを把握していないんじゃないかと思えます。

今回、この法改正の8条で、町でも当然それらの警戒——避難に関して必要な事項を住民に周知させるために、印刷部などパンフレットをつくって配付しなさい、防災のことを周知させなさいということを言っていますので、改めて該当する地区の住民に認識していただくために、印刷部の配付とか啓発をお願いするところであります。

次の質問です。

ハザードマップで指定されている避難場所・避難施設は、ハザードマップ上では114施設あります。そのうちの56施設は、土砂災害警戒区域内に含まれています。このような施設を避難所として指定する場合、さらに避難経路についてどのような配慮をしているか、お伺いします。

○議長（田村孝浩君） 小林総務課長。

○総務課長（小林文江君） 長和町が指定する避難場所・避難施設でございますが、長和町地域防災計画の改定によりまして、避難場所10カ所、避難施設93施設、合計103カ所となります。こちらにつきましては、広報を通じて、改めて町民の皆さんに周知を図ってまいります。

災害時の避難所でございますが、災害の発生場所、災害の種別などにより避難所開設の条件が変わりますが、基本的には町内の12施設の指定避難所を中心に、避難所の開設をする予定でおります。災害の種別によっては、12の指定避難所に限らず適宜指定をしてみたいと考えております。

避難に関しましては、ケーブルテレビや告知端末、防災行政無線などを利用し、災害状況について逐次周知を図り、また順次、想定訓練なども行った上で、安全な避難経路等の確保に努めてまいります。

○議長（田村孝浩君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） ありがとうございます。

災害に関する情報収集と発信というのは、災害初期について非常に重要な位置を占めると思いますが、さらに適切な避難施設の指定と避難経路の指示をしていただくことをお願いいたします。

今回の改正のポイントとして、警戒区域内の要配慮者利用施設、例えば社会福祉施設とか学校、医療施設、その他、市として防災上の配慮を要する者が利用する施設において、これらの施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、避難確保計画の作成が義務化されました。

町では、該当する施設を把握しておるのでしょうか。また、これらの施設への周知及び説明は行ったのでしょうか、お伺いします。

○議長（田村孝浩君） 小林総務課長。

○総務課長（小林文江君） 水防法の一部を改正する法律の施行により、要配慮者利用施設の避難態勢の強化を図るために、土砂災害防止法が改正されました。これによりまして、今お話ありましたように、要配慮者施設の管理者などは、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務づけられました。

長和町におきましては、ことし3月に、県・機関の指導のもと、該当する18施設の管理者に向け、説明会を開催したところでございます。

該当する施設は、長門小学校、和田小学校、長門保育園、和田保育園、長門ふれあい館、和田児童クラブ、長和町福祉企業センター、依田窪病院、大門の家、デイサービスセンター和田、グループホーム和田、長和町高齢者生活福祉センター「ほほえみ」、中町荘、大石荘、入大門荘、下木戸荘、生活介護事業所和いわい、障がい者地域生活サポートセンターぶらっととなります。

今後、町といたしましては、これらの施設への、計画策定がなされたかの確認や指導などとあわせまして、施設に見合った計画づくりの支援をしていきたいと考えております。

○議長（田村孝浩君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 18施設が対象ということで、避難確保計画の報告先は町長宛てとなって



います。ですので、停滞なく作成して提出いただけるよう御指導をお願いするところであります。

去る東日本大震災の津波で、児童74人と教職員10人が犠牲となりました宮城県石巻市立大川小学校をめぐる児童23人の遺族が起こした訴訟では、仙台高裁が、4月26日、当時の校長らと市教育委員会の事前防災の不備を認め、市と県に14億円余りの賠償を命じております。この裁判は、施設管理の最高責任者である校長を初め教頭や教務主任らによる組織的な防災対応の不備を明確に指摘したものです。

長和町も、それぞれ保育園、小学校等が土砂災害警戒区域に含まれております。しっかりとした、土砂災害に対応した避難確保計画を作成しつつ、教職員の防災教育なども進める中で、訓練などを通じて実際に防災対応をしていく必要があるかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

次の質問です。

全国的に、町主体の実践的な防災訓練への参加者は増加傾向にあります。今回の法改正で、要配慮者施設が実施する避難訓練に合わせた地域住民の避難訓練を行う必要があります。

町では、住民主体の訓練は、自主防災組織の組織率が低いため、困難と思われれます。

そこで、町では、町主体の防災訓練の必要性または訓練を実施する予定はあるでしょうか、お伺いします。

○議長（田村孝浩君） 小林総務課長。

○総務課長（小林文江君） 防災訓練の実施についてでございますが、本年は長野県建設部と連携をし、行政主体の訓練として、寺上自治会、古町地区防災会議、依田窪南部消防署、消防団、県関係機関、上田警察署等の御協力のもと、土砂災害を想定した避難訓練を秋に実施するよう計画をしております。詳細が決定された折には皆様に周知してまいりますので、その際には御協力のほどよろしく願いいたします。

これに合わせまして、総合防災訓練として町内の各地区で実施するのが望ましいとは考えておりますが、自主防災組織単独で行うことは難しく、限られた職員数等を勘案しながら、できる範囲で実施したいと思っております。

○議長（田村孝浩君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 古町地区での訓練とのことで、せっかく行うのであれば、もう少し発展させて。

長和町避難所運営マニュアルを先月5月に作成されております。そういったマニュアルも利用するというのを兼ねまして、また長和町防災計画でも「1年に1回は行う」ということになっておりますので、各地区で避難所の開設や受け入れの訓練なども、町全域あるいは既に設立されている自主防災組織等も参加できる訓練を行っていただけることを期待いたします。

次に、長和町の給与・定員管理についての質問であります。

新年度が始まりまして、既に2カ月が経過しました。新規採用の職員、異動による職員の皆さんもそれぞれ、それぞれの部署になじみ、事業の執行に邁進していると推察いたします。

今年度の人事の内容を見ますと、退職者は、早期退職者も含め4名おりました。退職者に対し、新規採用職員は6名でした。退職者のうち1名は、再任用となっております。また、臨時・非常勤職員も、退職者1名に対し、5名の採用がありました。今年度は、前年に比べ、正規職員で再任用職員を含め3名、臨時職員で4名、計7名の増となっております。

今年度の一般会計の総予算額に占める人件費率は13.6%で、昨年比0.24%増加しております。さらに、人件費には含まれない臨時職員などの賃金や手当、旅費などを含めると、人件費相当の比率は18.6%で、約9億5,000万円ほどとなります。

今年度の予算概要では、人件費や物件費等の経常経費を節減、削減し、歳出の見直しを進めると説明されていますが、どうでしょうか。健全な財政運営はできているのでしょうか。そこで、職員の給与・定員の管理について何点か質問をいたします。

まず、職員数の推移ですが、平成17年の合併時と、ことし4月1日現在の職員数は何名でしょうか、お伺いします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 職員数の御質問でございますが、長和町は、御承知のとおり平成17年10月1日に合併をいたしました。

合併時に121名であった職員数は、平成30年4月1日——ことし4月1日現在で94名ということでもあります。そのうち育児休業中の職員が4名ということでありまして、順調にその数を減らしてきておりました。まあ「順調に減らしてきた」と言うのは適切かどうかあれですけども、これは合併協議会の中でも「10年後に、このくらい減らす」という、その協議の目標の中で進めてきたわけでありまして。

しかしながら、臨時職員につきましては、合併時44名であったのが、ことし4月1日には84名と、大幅に増加をしております。

この臨時職員の増加の要因は、「子育て日本一を目指すまちづくり」の公約のもと、子育て支援を充実させてきたこと、また黒曜石や文化財の保護・活用等や別荘管理など、通常、他の市町村には余りない部署に職員数を配置して、事業に力を入れてきた結果であるというふうに認識をしております。

これらの事業は、保育や子育て支援の充実、先ごろの黒曜石関係の日本遺産認定など、形となつてあらわれてきており、その手応えを感じておるところでございます。

○議長（田村孝浩君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 全国的に見ましても、この10年近くで、常勤の職員を約30万人減少しています。その一方で、臨時職員を約20万人増加し、64万人を超えていると言われております。

総務省統計局の平成29年4月1日現在のデータを見ますと、長和町の人口1,000人当たりの職員数は13.2人で、長野県内の9つの類似団体がありますけれども、その団体のうち阿智村の13.4人に次いで多いほうから第2位、13.2人ですね。最も少ないのは松川村の7.4人

で、平均を8.1人です。長和町の13.2人は、決して少ない数ではないと思います。

また、職員の年齢・給料面では、長和町の平均年齢43.7歳。類似団体の平均は40.6歳で、年齢の高いランク第1位は松川村44.2歳——に次いで、第2位です。平均給与月額、松川村より200円高い32万6,000円で、トップになっています。平均は、29万8,125円となっております。さらに、平均給与月額は36万3,421円で、類似団体トップとなっております。

このように、職員数、給料面でも高いランクであると考えます。

次の質問です。

今年度、再任用の職員が1名おりますが、職員数としてカウントされておりますか。また、再任用の職員、臨時職員の給与はどのような根拠で決められているのでしょうか、お伺いします。

○議長（田村孝浩君） 小林総務課長。

○総務課長（小林文江君） フルタイムの再任用職員は、職員数としてカウントをされております。

再任用職員の給与は、長和町職員の給与に関する条例で定められております。また、臨時職員の給与は、町独自の臨時職員雇用契約要綱を定めて決定をしております。

○議長（田村孝浩君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） それぞれ条例、契約要綱で定められているとのことで、再任用については定年延長制度の確立までの一環として取り組んでいかなければなりませんし、臨時職員については、この後質問しますが、昨年、地方公務員法の一部が改正されていますので、この後の質問とさせていただきます。

次の質問です。

来年度以降の退職者数及び再任用者数、臨時職員も含めた採用者数など、採用計画はどうなっているか、お伺いします。

○議長（田村孝浩君） 小林総務課長。

○総務課長（小林文江君） 今年度末での退職予定者が5名、31年度末・32年度末での退職予定者がそれぞれ1名ずつとなっておりますが、再任用につきましても、退職予定者から希望をとった上で、勤務実績や人事上の都合などを考慮して採用を検討していますので、計画的に再任用者数を決めるということは、ございません。

現在の臨時職員につきましても、今お話ありましたが、32年度からは会計年度任用職員に移行していくこととなりますので、財政状況も踏まえた上で必要な職員数やその内容、正職員、臨時・非常勤職員ごとに採用をしていくことになると考えております。

○議長（田村孝浩君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 今の答弁ですと、年度末まではわからないというようなふうに理解したんですけど、退職予定者あるいは臨時職員には適宜、なるべく早い時期に意向調査を何回か繰り返して行って、計画は立てていったほうがいいんじゃないかな、そんなふうに考えております。

次の質問です。

長和町でも、平成31年度職員募集が例年より早目に行われております。一般職、保育士、保健師がそれぞれ若干名の募集がありました。

そこで、長和町の職員募集の内容についてお伺いします。新規卒業者に加え、U I Jターン型、民間企業経験者の募集計画はありますか。

○議長（田村孝浩君） 小林総務課長。

○総務課長（小林文江君） 基本的には、各部署の定員に照らして不足している職員を補充するというような形になりますが、定年退職者数等を考慮し、また年度末近くに退職が確定する職員もあることなどから、31年度の採用職員は、一般行政職、保育士、保健師それぞれ若干名を募集いたします。

30歳以下の方なら、U I Jターン型また民間企業経験者も含め、採用試験の申し込みができます。

なお、職員募集案内は、ケーブルテレビや告知放送で行っているほか、町ホームページや、全国の市町村職員募集状況が確認できる地方公共団体情報システムへの掲載も行っております。

○議長（田村孝浩君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 職員の年代別のバランスもあろうかと思いますが、特にU I Jターン型、民間企業経験者の募集枠を設けてはいないようですが、県内外の民間企業等で養った経験を生かし長和町職員として力を発揮してみたいなど、即戦力と活用できる人材を募集していただきたいと思っております。

また、定員管理の目的は、各部署に適正な人員を配置し、仕事量と職員の能力とのバランスを考慮した効果の充足を目的としています。したがって、組織管理、財務管理、人事管理等の総合的管理となります。各部署や個人に課せられた仕事量の適正化に努めることで、単に「不足している部署に補充する」あるいは「ある部署で忙しくなったから職員をふやす」という人数の管理ではないと思っております。

次の質問です。

以前から、依田窪病院の事務部長と一部の職員は役場からの派遣となっております。病院は、一般行政職とは異なり、経営企画、医療サービス、医療事務、医療設備機器などの知識、医局との対応など、専門性が求められます。役場職員が短期間でこれらを理解し、発展させ、依田窪病院の経営状況などを改善していくことは、非常に厳しいと考えております。

そこで、質問です。病院への役場職員の派遣はやめて、プロパーとして病院経営に精通した経験者の採用、あるいは病院採用の職員からの登用、育成の考えはないか、お伺いします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 現在、依田窪病院では経営企画室を設置をしております、室長である技術職のプロパー職員を中心に専門的な経営企画戦略を練っており、病院管理職で組織する運営委

員会や各部門長が集まります代表者会議、あるいは医療サービス向上などの部署目標の進捗状況を管理監督する目標管理委員会を毎月開催をしまして、病院経営の改善を図っておるところでございます。

一部事務組合ちゅうことでもございます、行政とのパイプ役としても派遣職員は必要と考えておりますが、プロパーの事務職員も管理職に昇任をしまして、病院経営に大きく携わっていただいておりますということもございます。

いろんな御意見、ございます。確かに、専門的な人を事務部長に添えたほうがいいのではないかと、いろんな御意見もございます。

今のところは、御承知のとおりいえば、上田市と長和町の一部事務組合でございますので、やはり行政の考えというものが病院経営に非常に大きく左右する面もございますので、当面はもう少しまだ、行政のほうから派遣する必要があるのかなと。

将来的には、お話ございましたような形の中で病院運営ができていければいいかと、こんなふうに思っておるところです。

○議長（田村孝浩君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） ありがとうございます。技術職の職員が経営企画戦略を練っている、プロパーの事務職員が管理者となってきているということで、おおむね、そういった計画がなされているかなと思います。まあ、私が思うには、まだまだこれから発展途上であると思いますけど……。

昨年、病院改革プランというのが策定されて、1年たったわけですけれども、それについても、中身かなりいいこと書いてあるんですんで、それらの評価をし、見直しを繰り返しながら、経営状態の改善に向け——事務方だけでなく、これは。外来、病棟、医局も含めた全職員で、危機感を持って、また管理者は引責へもし得る心構えで、取り組んでいただきたいと思います。

次の質問です。地方公務員法及び地方自治法改正の対応についてであります。

地方公務員の臨時・非常勤職員については、総数が平成28年4月現在で約64万人と増加しており、また教育・子育て等、さまざまな分野で活用されていることから、現状において、地方行政の重要な担い手となっていることです。

このような中、臨時・非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保することが求められており、昨年5月17日に、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布されました。この改正法の趣旨はどのようなものか、お伺いします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） お話のとおり、地方公務員における臨時それから非常勤職員が主に教育・子育ての分野において増加をしている状況の中で、本来、専門性の高い者が任用されるべき特別職に専門性の低い事務補助職員が任用されていることや、臨時的に任用されるはずの臨時的任用職員について再任用が繰り返されていること、そして、一般職非常勤職員の任用根拠が不明確なため一般職の非常勤職員の任用が進まないこと、非常勤職員には期末手当が支給されないことなど常

勤職員と比較して待遇が低いことなどの問題に対応することを目的として、昨年5月に、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正をされました。

現在では、厳しい財政状況が続く中、制度の趣旨に沿わない臨時・非常勤職員の任用が全国的に行われている状況であります。同一労働・同一賃金へ向け、平成32年4月に会計年度任用職員という新しい制度が創設され、臨時・非常勤職員の多くは、その制度に移るということとなります。

改正法の趣旨といたしましては、特別職臨時・非常勤職員、一般職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用根拠の明確化や、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用の厳格化、地方自治法改正において会計年度任用職員への給料・手当の給付を可能とするものであるというふうに認識をしておるところでございます。

○議長（田村孝浩君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） ありがとうございます。非常に、ややこしいというか難しい制度で、今までの冷遇に対しまして改善していくんじゃないかなと、そんなふうに認識しております。一般職の会計年度任用職員制度を創設して、地方公共団体によってそれぞれ任用勤務条件の取り扱いがまちまちであったものを統一した制度にするものじゃないかなと、そんなふうに理解しております。

そこで、改正法の施行は平成32年4月1日、再来年になりますけれども、改正法を遵守し、導入しなければならないと思いますが、町では今後どのようなスケジュールで行っていくか、お伺いします。

○議長（田村孝浩君） 小林総務課長。

○総務課長（小林文江君） 現在は、長和町で任用をしている臨時・非常勤職員の現状把握を実施している段階でございます。

今後につきましては、町の総合計画や町長公約に照らして、どんなまちづくりをしていくのか、現在行っている事業を将来どうしていくのかといった視点で町の方針を定め、その上で、必要な定員——定員も、正職員なのか臨時・非常勤職員なのかということや、委託が可能な事業かどうかといったことについても検討をしていくこととなります。

平成32年4月1日の施行ということから、会計年度任用職員の募集を来年度31年度中に実施する必要があります。そのため、その任用根拠となる条例の整備が必要となりますが、こちらは、遅くとも平成31年6月議会までに上程をする予定でございます。

○議長（田村孝浩君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） ありがとうございます。今回議会の1号の補正予算のほうに委託料で載っていたと思います。最初に実態把握をするということ、それから条例の制定、改正等を行っていくと。

まあ、俺は今年度中だと思いますけれども。来年はそれに基づいて、実際に、今の時期には募集をかけなければいけないよなと思っていますけれども、そういったスケジュールと理解して、32年度4月1日には、そういった職員が誕生してくるというふうに理解しております。

会計年度任用職員への移行が図られた場合、期末手当の支給が可能とされました。現状の臨時職員数のまま法改正を導入し、期末手当を支給すると、財政的にはかなり厳しい状況が見込まれます。健全な財政運営には逆行してしまうと思います。

そこで、町では、この改正法の導入に合わせ、職員数の見直しも含めた機構の見直し、さらには民間への業務委託、有線テレビとか直営別荘管理、上下水道施設管理、公営住宅管理、体育施設や公園・資料館管理なども進める考えはあるかどうか、お伺いします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 先ほどの繰り返しになるわけですが、現在、町でお願いしている臨時あるいは非常勤職員の現状把握を実施をしまして、今後の対応について準備をしているところでございます。

会計年度任用職員制度への移行に当たりましては、当然のことながら、事業の見直しや可能な範囲で効率的な業務委託、今お話ございました、こういったことについても検討をしていかななくてはならないというふうに思っております。

総務省では、処遇改善にとって必要な財政措置に関しては、自治体の対応を調査し、実態を踏まえて、必要な行政サービスを提供しながら安定的な財政運営を行っていけるように、地方が自由に使える一般財源総額を確保していくというふうにしております。

具体的なことはまだ示されておらない状況でございますが、こういった動向にも注視をしながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（田村孝浩君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） ありがとうございます。

新地方公務員法及び地方自治法の導に当たっては、漫然と現状を続けるのではなく、職員数の調整を図りつつ、町の財政規模に見合った範囲で行うこと。また、職員の能力を十分発揮できる職場配置、専門性にすぐれたプロパー職員の採用。さらに、民間企業への業務委託は、民間ならではの高い専門性や効率性、スピード感、競争の中で養われたコスト意識など、外部資源の有効活用は行政以上のものであり、何よりも経費節減につながるものです。

新地方公務員法の施行は、平成32年4月1日です。来年の今ごろには、関係条例、改正案、募集要項ができあがっていると思われまふ。大変な作業ではありまふが、総務省のガイドライン等を参考に取り組んでいただきたいと思ひます。

以上で、本日の私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（田村孝浩君） 以上で2番、渡辺久人議員の一般質問を終結いたします。

ここで、9時50分まで休憩といたします。

休 憩 午前 9時41分

---

再 開 午前 9時50分

○議長（田村孝浩君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

1 番、佐藤恵一議員の一般質問を許します。

佐藤恵一議員。

○1 番（佐藤恵一君） 議長の許可をいただき一般質問をさせていただきます。

本日は3点質問させていただきます。1点目が長和町の人口減少における税金等の減収それにより起こり得る歳入減、財政規模の縮小、その規模に見合う行政と職員の適正人数について、2点目として、役場職員の年齢別職員構成のアンバランスな状況について、今後、年齢層別職員数の極端な不均衡により危惧される人事的課題について、3点目として、長和町のふるさと納税の現状とこれからの取り組みについて、以上3点について質問させていただきます。

人口等の数字列挙が多数出てきます。御手数ですが数字のメモをいただきながら課題について一緒に御検討いただければ幸いです。

本日は渡辺議員より職員の給与、定員管理の質問がありました。これは、増大する人件費に対する町民の関心の高さからだと思います。具体的な人事の質問は、渡辺議員よりされましたので、私は中・長期的な観点より人事面について質問させていただきます。

第1点目の質問に入らせていただきます。

長和町の人口は平成29年1月6日、489人、平成30年1月6日、226人と自然減と転出が転入を上回る社会減の双方の人口減少傾向に歯どめがかかりません。資料、長和町人口ビジョンによると、7年後の2025年には生産年齢人口は46.3%、人口は5,420人と平成29年1月と比較して約1,000人の人口減少を推計しています。将来の人口減少による町税、地方交付税等の歳入減を考え、また財政規模縮小による行政サービスを低下させないためには、短期間で目に見える行財政改革の実施が迫られていると考えられます。その行政改革の中で一般会計年度では、ほとんど議論の余地のない義務的経費として考えられる職員人件費についても、人口減少に見合う適正人件費があり、町の人口に見合う適正な職員数があると考えますが、行政としてどのように適正人数を考え、具体的に行政改革を進めていかれるのでしょうか。

ちなみに他市町村との比較は、諸事情により単純でないことを前提に、職員数を比較すると、平成29年1月長和町の人口6,489人、職員数84人に対して、隣の立科町は7,594人、職員数83人と人口は約1,000人の差がありますが、職員数はほぼ同数でございます。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 御質問でございますが、答弁をさせていただきます。

職員は住民サービスの向上を目指して、町のために頑張って業務に当たっておるところでございます。ただいま、立科町を例にお話ございました。お話の中でも単純に比較はできないというお話ございましたが、そのとおりでございます。単純に立科町と職員数の比較はできませんが、財政規模で今年度の一般会計予算で当町が59億円であるのに対しまして、立科町は1,000人人口が多いのにもかかわらず、44億5,000万ということからしましても、町民のための数多



くの事業を行っているということを御理解いただければというふうに思います。

業務量も増大している昨今、単に職員数を減らすと通常業務に追われてしまい、新たな取り組みができない上に住民サービスの低下につながってしまう恐れもあるため、地域の実情に合った職員数が必要であるというふうに考えております。

長和町の特徴であります3カ所の支所の機能のサービスや、あるいは先ほどの渡辺さんの質問にもお答えしましたが、黒曜石とか宿場町などの文化財、あるいは別荘事業への取り組みなどに力を入れておまして、職員をそういったことで配置をしておるわけでございます。

また、長和町の面積は約184平方キロメートルで、立科町は約67平方キロと、この面積だけ見ますと長和町は2.7倍の土地を管理をしまして、河川や道路を維持しているという現状でございます。

したがいまして、これらのことを総合的に勘案しますと、実情に合わせた職員数となっており、決して多いわけではないというふうに認識をしておるところでございます。該当支部等の一部を除き、どこの自治体でも人口減少社会が進行していることは間違いなく、その場合には事業の見直しやこういった縮小ですね、それから効率的な業務委託、また町民の皆様との協働などについても検討していきたいというふう思っているところであります。

○議長（田村孝浩君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 資料、平成29年度一般会計予算付属明細書180ページによりますと、本年度の一般職員人件費は給与費と共済費を含めて総額6億1,074万円、1人当たり年間人件費は約718万円となります。将来的な人口減少、高齢化傾向が鮮明になっている昨今、長和町でも社会保障費の増大と深刻な税収減は避けられません。年度ごとの住民福祉のために使う予算額を維持、削減しないためには、毎年の歳出の中で義務的経費とされる人件費の抑制についても策を講じる必要があると考えます。行財政改革の中で一番改善に時が必要となる人件費抑制施策のため段階的に職員数を減らしていくことはお考えでしょうか。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 長和町の誕生以来、現在まで小さくても顔の見える、そしてきめ細かな行政サービスを心がけてまいりました。これは、この規模の町だからこそできたことであるというふうに認識をしております。

現段階に職員数を減らしていくことはどうかという御質問でございますが、住民サービスの低下は何としても避けたいというふうに考えておるところでございます。事業を計画し、血の通った事業を実施していくのは、やはり人でございます。ですから職員を減らした結果、住民サービスが低下したということになれば本意ではないということでございます。

これからの人口減少社会に向けては、事業の必要性、緊急性などを見直し、メリハリのある事業を行うとともに、機構改革により現在の課の再編等についての検討、それから職員の適材適所の配置、効率的な業務委託、町民の皆様にも役割を分担していただくなど、総合的な検討が必要であり、

これらは長期的に考えていく課題であるというふうに考えております。

○議長（田村孝浩君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 行政改革を考えるに当たり、現状、役場職員の様子を拝見すると増大し続ける事務量、職員1人当たりの業務量がかなり問題なようです。組織マネジメントにおいて、職員の業務量を管理、軽減策を講じるのは管理職の仕事です。町民への行政サービス維持が第一優先の考えはわかりましたので、まずは管理職のマネジメント能力向上を優先していただくことを要望いたします。

団塊の世代が75歳以上となる2025年問題、長和町の7年後の生産労働人口は46.3%、約2,509名、これに対し高齢人口は43.5%の2,357名と推計されています。まさに家族と高齢の方を生産労働されている若い方たちが肩車をする時代がやってきます。各世代からの行政サービスの向上を求める声はさらに高まる一方で、支える世代の人口減により税収の減、歳入の減が起こり、現在の財政規模や現在の行政サービスを維持させることは難しくなるのではと私は考えます。

行財政改革の中で職員の適正人数に関しては、単年度では解決できる問題ではないと考えますので、議員として継続して注視していきたいと思っております。

次に、2点目の質問をさせていただきます。

長和町のホームページに掲載されている職員の年齢別職員構成によると20歳から59歳までの年齢4歳ごとのクラス分けした各年齢層の平均職員数が9.2人ですが、職員40から43歳の職員数が22名、全体の23名と極端に多く、逆に28歳から31歳の職員は1名と年齢別職員構成が不均衡です。組織の人事構成の不均衡は、いろいろな人事問題を含んでいます。まず、今後職員数が多い年齢層が職務等級が上がり、役職者となっていきますが、昇給による給与の増額により総額人件費が増大し財政に影響を与えることは考えられないでしょうか。

また、限られた部署で役職者数が決まっていると考えれば、昇給・昇格等が職員によって差が出てくると考えられますが、役職ポスト不足の問題、他の年齢層の職員と比較して、つまり同期が少ない年齢層と比較して昇給・昇格がおくれたり、役職ポストがないことによる生涯賃金格差が発生すること等により、職員のモチベーション、働く意欲に影響が出る懸念はないのかなど人事問題が考えられます。

今後、年齢構成の不均衡により生ずる人事課題をどのように対処されていくのでしょうか。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 御承知のとおり長和町は平成17年に旧長門町、旧和田村、町村合併をしております。適正人員配置のため小さな町や村では、先ほどもお話出ましたが退職者の補充を主に職員採用を行ってきており、それぞれの町村の採用状況によりまして結果的には年齢構成の不均衡が生じておるところでございます。

人事問題につきましては、まさに職員数が多い年齢層が係長クラスになる年代となっております。

役職ポスト数に応じた昇任を行っている状況でありますので、職員のモチベーションが下がらないような人事評価制度等の活用も検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（田村孝浩君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 限られた役職ポストとのことですが、勤続年数による総額人件費は増加して財政に影響を及ぼすことは避けられない状況になって来ていると思われまます。御答弁について確認ですが、モチベーションが下がらないような人事評価制度等とは具体的にはどのようなものでしょうか。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 長和町の人事評価制度は、組織としての課題を自ら発見し、解決する力を向上させる人財育成を目的としており、能力や実情に基づく人事管理と組織全体の士気高揚及び公務能率の向上を目指しておるところでございます。

人事評価は、職務目標の達成度により評価をする業績評価と、それから業務知識や説明、対応力など職員の行動や能力を評価する能力評価を行っております。業務評価は、進捗度を確認する中間評価と年度末の達成度評価を行っております。目標を管理することにより、効率的、効果的な行政運営の向上や職員の能力開発と意欲の向上、組織の活性化につながっております。能力評価は、課長職は管理職としての責任、係長職は組織の統率や部下育成など、職責に応じた評価内容となっております。いずれの評価も最初に自己評価を行った後に、上司が評価を行い面談をすることとなっております。自己評価により自分を客観視することで、自分の強みや弱みに気づき、長所を伸ばし、短所は克服することにつながります。人事評価制度は、客観性を保ち、公正性、透明性、信頼性など職員が納得できる仕組みが重要であるため、目標設定点数や評価点数など毎年、全職員を対象に評価研修会を行っておるところでございます。

地方公務員法の改正によりまして、人事評価制度導入が義務づけられ昇給や勤勉手当などの給与や昇任にも活用することが規定されましたので、頑張りに応じた人事管理を行い、モチベーションの下がらない人事評価制度とする取り組みを行ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（田村孝浩君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 要望でございますが、行政改革や人件費の抑制を進めながらも現場の職員のモチベーションを維持していく施策は必要不可欠と考えますので、職員のお一人お一人のモチベーションが下がらない人事評価制度の適切な運用を御検討ください。

資料、年齢別職員構成状況平成29年4月1日では、40歳から47歳の2クラスの職員数が92名中35名と職員構成上38%大多数を占める中で、長和町の人口の大幅減、財政の縮小という状況を勘案し、総額人件費を抑制しながら、かつ若手の職員を継続採用し人事育成をしていかなければならない時代となっているのではないのでしょうか。

過去のように職員が不足したから採用するのではなく、中・長期に人事構成、人事育成を視野に入れた組織人事計画を町民に対して責任を持って考えていただくことを要望いたします。

今回の2点の質問を通じて、行政サービスに対する要望の世代間ギャップの存在を感じました。これから支える側、次世代の移行が十分に酌み取れての行政サービスかどうかを継続して町民の皆さんの意見を求めていきたいと思えます。

次に、3点目の質問をいたします。

ふるさと納税について3項目質問いたします。

ふるさと納税の実績を上げるための工夫・企画について、ふるさと納税実績が平成27年度98万5,000円、延べ人数22人から翌平成28年度358万2,938円、延べ人数223人と急激にふえています。どのような工夫をされたのでしょうか。

2項目めとしまして、ふるさと納税者への謝意の気持ちの伝達について、長和町のホームページを見ると、ふるさと納税による寄附金の活用法について掲載されていますが、活用実績について寄附いただいた方へ個別またはホームページ等を通じて実績報告や感謝の気持ちを伝えているのでしょうか。

全国市町村の中で長和町へふるさと納税をされるということは、返礼品の魅力もさることながら、長和町への思いが強いと思われまますので、そのような方々との関係性の構築は非常に重要と考えます。

3項目めとしまして、近年ふるさと納税返礼品について郵便局の見守りサービスなど、親孝行サービスなどの高額返礼品以外のふるさとへの還元的なサービス等の返礼品の工夫が各自治体で見られます。長和町でも魅力ある返礼品の充実とともに、長和町独自のサービス、例えば長和町で暮らしている高齢の親の給食サービス券や田舎を持たない都会の家族を対象とした農村体験をふるさと返礼品として企画していくなど、積極的にふるさと納税実績向上のために、これぞ長和町の心あるふるさと納税サービス返礼品となるよう、返礼品の企画を行うお考えはないのでしょうか。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） ふるさと納税制度によりまして、これまで多くの皆様に御支援をいただいておりますことに、この場をお借りいたしまして改めて御礼を申し上げる次第でございます。この制度はふるさとに愛着を持ち、ふるさとを応援する気持ちを形にする仕組みとして、平成20年に創設され、毎年、長和町でもふるさと納税基金を設置をしているところでございます。

御質問のように寄附金額は平成27年度以前の100万円前後から28年度は223件、寄附金額350万円余りと大幅にふえております。この要因といたしまして、制度創設当初から平成27年度までは、寄附金の申し出方法が申込書による書面のみでありましたが、以前、宮沢議員の一般質問での提案でございまして、研究した結果、株式会社トラストバンクが運営するインターネット上のポータルサイトであります、ふるさいとチョイスに登録をいたしました。このことは、寄附額が急激にふえた要因であるというふうに認識をしておるところでございます。

クレジットカードを利用して申し込みから支払い決済までの手続がインターネットで手軽に可能になり、28年度の寄附件数223件の9割以上がこの同サイトを通じての寄附をいただきました。

また、29年度につきましても同様の傾向が見られまして205件、351万6,000円実績見込みのうち、184件、89%が同サイトを利用しておるところでございます。

2番目の御質問でございますが、ふるさと納税者への謝意の伝達については、納税をいただいた全員に受領書とともにお礼の文章を送付しております。また、ふるさと納税を活用した事業の実績につきましては、今までにいただいた寄附額を財源として実施した平成29年度の事業をこの5月に長和町のホームページにて報告をさせていただきました。なお、先ほど申し上げました申し込みサイト、ふるさとチェイスでも過去の実績として年度別の件数と金額が掲載をされておるところでございます。

続きまして、3つ目の御質問でございますが、返礼品に各種サービスの提供をしたらどうかというところでございますが、長和町にとってもふるさと納税による収入は貴重な財源の一つであるというふうに考えているところでございます。少なからず長和町から他の自治体へふるさと納税されている状況を考えますと、いかに納税額をふやしていくかは重要な課題であるというふうに考えております。

一方、返礼品競走の過熱によりましてふるさとを応援したいという本来の趣旨がゆがめられた面が出てきたことから、返礼品は寄附額の3割以内で地元のを資産性の高い電化製品等は禁止するといった総務省の方針が示されました。このような状況の中で、議員が言われるように物品からサービスの提供が注目されているというふうに考えております。町といたしましても、どのようなサービスが望まれているのか、返礼としてどのようなサービスを提供できるのか、さらには増加しつつあるふるさと納税の事務処理にどう対応していくか検討するため、この6月12日に職員による検討チームを立ち上げる予定でございます。東京長和会でもふるさと納税について話題となるなど、ふるさとを応援したい、地方を応援したいといった気持ちをお持ちの方は、確実にいらっしゃると思っております。そういった方々にいかに長和町を選んでいただけるか、町のPRにもつながることですので、制度の趣旨を踏まえながら実施に向けてしっかりと研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（田村孝浩君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 制度の検討チームはどのくらいの期間を検討して、いつから導入していく予定でしょうか。

○議長（田村孝浩君） 金山企画財政課長。

○企画財政課長（金山睦夫君） 検討チームでは返礼品となるサービスの内容と、運営委託についても検討する予定であります。その運営委託となりますと、予算措置も必要であることから、この12月を目途に導入時期も含めて研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長（田村孝浩君） 佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 要望でございます。ふるさと納税の利用者の大都市に限らず、いろいろな地域、年齢層を想定していただき、ふるさとの親への親孝行サービス、学校や図書館への本を送る、

低農薬米や野菜などの返礼品も含めて、ぜひとも先進事例を研究して長和町らしさがあるふるさと納税返礼品の導入を御検討ください。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（田村孝浩君） 以上で、1番、佐藤恵一議員の一般質問を終結いたします。

ここで10時30分まで休憩いたします。

休 憩 午前10時20分

---

再 開 午前10時30分

○議長（田村孝浩君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、4番、森田公明議員の一般質問を許します。

森田公明議員。

○4番（森田公明君） 議長のお許しを得ましたので、これより一般質問をさせていただきます。

今回は、昨年の選挙を通じ、羽田町長が出されました公約のうち、子育てに関する項目を取り上げ、長和町の教育方針についてと題し、これからの長和町における子育てと教育環境の整備について、町の方針をただしていきたいと思います。

羽田町長においては、これまでも子育て日本一を目指して、子育て世代を支援する取り組みを行ってきております。その中には、18歳までの医療費無料化、子育て支援センターの設置、子育て応援給付金等々のさまざまな助成金の交付、わくわく子育てハンドブックの作成など、町長が長和町における子育て環境の充実に努めてきたことについては、十分に評価すべきものと考えております。

その上で、町長は4期目の挑戦として掲げた8つの項目の中に、さらなる子育て日本一を目指すまちづくりと、長和町の未来を託す子供たちが輝くまちづくりの子育てに係る2つの大項目を設け、さらに子育てがしやすい長和町を目指すことを約束しておられます。

選挙後からこの間、長和町では新生依田窪南部中学校が誕生して1年が経過し、4月からは小中学校の給食費無料化が実施されており、一方、国においては、小中学校での新指導要領の実施にかかわる移行期間に入り、英語教育、道徳教育の強化が図られようとしています。

この時期を捉え、ただいま触れたような既に実施に移された政策の現状及び町が今後取り組むべき課題について、その内容をただしていきたいと思います。

まず最初に、羽田町政4期目において、子供を育てるなら長和町でと実感できる長和町をつくるために実施される政策について、教育に関する事項を含めその概要を伺いたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 私の公約における子育て支援施策に関する御質問でございますが、私の4期目の公約の柱の一つとして、ただいまお話がございましたように、さらなる子育て日本一を目指すまちづくりがございます。

子供たちは町の希望である、世代をつなぐかけがえのない存在でございます。安心して子供を産み育てることができるように、結婚、妊娠、出産、子育て、就学と、それぞれの段階に応じたきめ細かい支援を充実させ、子供を育てるなら長和町という実感が持てるような施策を進めております。

具体的には、議員おっしゃるように、18歳までの医療費の無料化、子育て支援センターの充実、保育料の減免、子育て応援給付金などの施策を継続して実施をしております。

また、若い世代にとって魅力のあるまちづくりを進め、定住人口の増加を図るために、低家賃の町営住宅を建設してまいりましたが、これに加えて、古町立岩地区に立岩落合住宅団地を造成し、先般格安の分譲価格で販売を始め、町の定住施策の推進に努めているところでございます。

また、教育面におきましては、保護者の負担軽減を目標とした施策であります。高等学校通学等補助を継続して実施するほか、本年度からは、新たな公約事項でありました小中学校の給食費の無料化にも踏み切り、なお一層充実した子育て支援施策の推進に努めておるところでございます。

今後も必要に応じてさまざまな子育て支援施策を実施をし、子育て日本一の町を目指し邁進していきたいというふうに考えおるところであります。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） ただいまお話のように、羽田町長が公約された子育てに関係する主要な項目である、立岩落合住宅団地の整備と小中学校の給食費無料化については既に実施されており、その効果が今後期待されるところです。

それでは、その施策の一つ一つについて、実施状況と今後の課題を伺いながら、子育て日本一を目指す取り組みについて深めていきたいと思っております。

まず、この4月より開始された小中学校での給食費無料化について、その実施状況と保護者の受けとめはどうかを伺います。特に依田窪南部中学校での実施に当たっては、無料化にならない上田市武石地区との関係に何か支障はないかについてもお答えいただければと思っております。

○議長（田村孝浩君） 辰野教育長。

○教育長（辰野登志男君） 教育費無料化に対する実施状況などの御質問だと思います。

皆様、御存じのとおり、この4月から小中学校の給食費を無料化させていただきました。今までは、学校給食費につきましては、口座振替またはPTAの皆さんによる集金という方法で、保護者の皆様から納入していただいておりますが、この納入を不要とし、保護者の皆様の学校給食費に対する負担をなくすという方法で実施させていただきます。

この学校給食費の無料化について、小学校においては、肯定的な御意見が多かったようでございます。中学校においては、長和地区と武石地区とで差異が生じることににつきまして、疑問を持つ保護者の方もございました。

今回の学校給食費無料化につきまして、依田窪南部中学校においては、長和町の生徒と上田市の武石地域の生徒がいるため、長和町の生徒のみが給食費が無料になる状況になってしまいます。保護者の感情といたしましては、同じ中学校に通っているのに、住んでいる地域が異なるため、学校給

食費が無料になる生徒と無料にならない生徒がいる、違和感を感じる保護者の方もいるかと思いません。

しかし、学校給食費の無料化につきましては、各自治体の施策によるものでありますので、保護者の皆様からこのような御意見が寄せられた場合には、御理解していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、そういった御意見がございましたら、依田窪南部中学校、あるいは長和町教育委員会のほうへお問い合わせをくださいという通知をしてございますので、そんな形で対応していくという状況でございます。

現実問題、そういった苦情等とあるいは御意見、御質問等につきましては、現在いただいていないという状況でございます。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） ただいまお話の小中学校の給食費の無料化については、直接的に保護者の負担軽減につながる施策であり、町の皆さんにも長和町の特色ある施策の一つとして、好意的に受け入れられているようです。

ただ、教育長が言われるように、南部中においては、地域による格差が生まれることとなり、教育上の観点からも配慮が必要である点も指摘しておき、丁寧な対応を求めたいと思います。

さらに、町長は保育料の減免に努めるという公約も示されております。これまでも、子供の人数に応じた軽減措置はとられておりますが、今回の公約の内容を確認しておきたいと思います。

また、小中学校での給食費無料化を行ったことにあわせ、例えば、静岡県西伊豆町などが行っている、全面的な保育料の無償化に踏み切る考えはないか伺いたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 保育料の減免の御質問でございますが、長和町におきましては、子育て世帯の経済的負担を軽減をし、より子育てがしやすい環境を整えてまいったところでございます。

年収などの制限をせず全ての世帯を対象として、世帯第2子を6割軽減し、第3子以降を無償としておるわけでございます。また、ひとり親世帯につきましては、世帯第1子を6割軽減とし、世帯第2子以降を無償としているところでございます。

今お話ございました、静岡県西伊豆町におかれましては、平成27年4月の時点で高齢化率45.5%と静岡県内で最高となり、平成18年度では1万人を超えていた人口が年間約200人のペースで減り続け、今年度は8,000人を割るような状況であるということでございます。

そのような中で、人口の流出に歯どめをかけ、子育て世代の移住促進を図るために、平成28年度から年間約1,800万円の費用を負担をしまして、保育料の無償化に取り組んでおられます。西伊豆町では、保育料無償制度を始めて2年が経過したところでございますが、子育て世帯の町への呼び込みの効果はまだあらわれてきていないが、保護者が就労しやすくなったという効果は出ているということでございます。



当町といたしましては、議員各位の御理解を賜り、今年度から始めた小学校の給食費の無償化も含め、現在取り組んでいる保育料の負担軽減を今後も継続するとともに、国の保育料無償化の動きを注視しながら、よりよい子育て環境の充実に努めてまいりたいというふうと考えておるところでございます。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） このところの報道にもありますように、保育料の無償化については、消費税の税率アップにあわせ、国が平成31年10月から幼児教育の無償化に踏み切ることがほぼ確定してきている、というような情報が流れております。その動向にあわせ、より積極的に子育て環境の整備に努めていただきたいと思います。ですから、長和町もそれに対応して行っていただければというふうに思います。

さて、長和町の教育体制についての議論に入りたいと思います。

長和町においても、昨年12月より教育長と教育委員長を統合した新教育行政組織に改編されております。これにより教育委員会の指針等を話し合うための総合教育会議が開催されたと思っておりますが、まずはその開催状況と内容について伺います。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 町の総合教育会議に関する御質問でございますが、総合教育会議につきましては、平成23年に大津市において発生をした、いじめ自殺事件をきっかけに行われた教育委員会制度の見直しによりまして、町教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が行われ、これに伴い設置されることとなった組織でございます。

この法律改正は、教育の政治的中立性、それから継続性、さらには安定性を確保しつつ、教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、町長と教育委員会との連携の強化などが大きな改正となっております。

総合教育会議は、町長が招集することとなります。また、教育委員会は協議をする必要があると判断したときは、総合教育会議の招集を求めることができるというふうになっております。

町長及び教育委員会が構成員となる会議における協議、調整事項は、大綱の策定に関する協議、教育を行うための諸条件の整備、地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため、重点的に講ずべき施策についての協議、児童生徒等の生命または身体に被害が生じ、また、まさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置について、協議などを行うこととなっております。

町も議員のおっしゃるように、昨年12月より新教育委員会制度に移行をしております。しかし、総合教育会議は法律改正以降開催することができるということから、長和町総合教育会議設置要綱に基づき、平成27年度に1回開催をし、この3月に第2回目の総合教育会議を開催しております。

会議の内容といたしましては、長和町いじめ防止協議方針の検討、それから小学校少人数化対策、

それから小中一貫教育について検討を行っております。長和町いじめ防止基本方針の検討につきましては、町の基本方針について検討していただき、承認をされております。それから少人数化対策及び小中一貫教育につきましては、現状の把握を行い、今後の進め方などについて検討を行いました。特に、少人数化対策及び小中一貫教育につきましては、どのような対策を講ずるかを協議し、今年度は他の地域を視察、研修し、研究するということになっております。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） それでは、上田市との組合立である依田窪南部中学校においても、教育委員会の改編がなされましたが、中学校組合での総合教育会議のあり方はどうなっているか、また昨年6月の一般質問において、教育長は中学校組合でも教育大綱策定の準備を進めていくとの答弁をされていますが、その進捗状況はどうか伺います。

○議長（田村孝浩君） 辰野教育長。

○教育長（辰野登志男君） 中学校組合の総合教育会議に関する御質問でございます。

中学校組合においても、町教育委員会と同様に新教育委員会制度は移行しております。これにより、総合教育会議を設置をし、会議などを開催しなければならないわけでございますけれども、現在まで会議は開催はされておられません。

また、昨年6月の森田議員の一般質問において、中学校組合の教育大綱の策定に向けて準備を進めていきたい旨の御答弁をさせていただいております。現在のところ教育大綱の策定には至っておりません。

依田窪南部中学校は、長和町と上田市の組合立の中学校であります。中学校組合の教育大綱につきましては、長和町と上田市の教育大綱の目標などを踏まえた中で、策定していく必要があると考えております。今後長和町と上田市の教育大綱の目標を踏まえた中で中学校組合教育大綱の策定に向けて、総合教育会議において検討を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） 依田窪南部中学校におきましては、上田市立の武石小学校と長和町立の長門小学校、和田小学校を卒業した子供たちがともに学んでおります。

新指導要領への移行期に入り、行政の異なる小学校での取り組みの違いが影響することも考えられると思いますが、その教育方針等のつり合わせなどは考えられているか伺います。また、その内容についてもお答えいただきたいと思っております。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 新学習指導要領移行にかかわる行政区域の異なる小学校での教育方針のつり合わせなどに関する御質問でございますが、議員のおっしゃるとおり、依田窪南部中学校の生徒は、上田市の武石小学校と長和町の長門小学校、和田小学校を卒業した児童でございます。

各学校では、各学校は自校の目指す学校像や育みたい児童生徒像を描き、その実現を図るため学校教育全体の中で、どのような課題と方針を考え、組織的に取り組んでいるかを示した基本構想で

ありますグラウンドデザインが改訂され、その構想に沿って学習指導が行われているということでございます。

しかし、義務教育における教科書などは、上小地域では同じものを使用しております。指導内容は統一されておりますし、上小地域内で校長会が開催しているなど、横のつながりによる連携が強いものであるというふうに考えております。

そして先日、依田窪南部地区、依田窪南部ですね、ですから長和町と武石の中学校組合立、それから武石小学校、この皆さんの教職員の総会が武石小学校で開催をされまして、児童は各小学校を卒業後は、依田窪南部中学校で全員が顔を合わせることから、各校同士の交流を深めて授業についても、連携をとりながら指導を進めていくということで、確認をされたところでございます。

この中で、学習面におきましては、平成30年度は南部支会、今の依田窪南部の会ですね、南部支会4つの学びとして、じっくり考えよう、自分の考えを文章や図にまとめよう、それから自分の考えをどんどん伝えよう、友達の考えに心を傾けて聞こう、を共通目標といたしております。新学習指導要領への移行という大きな転機を迎えまして、教育方針にも影響を及ぼすことが予想されます。具体的な方向性はまだ示されておきませんが、今後、この南部支会での検討を通して、各学校間での調整が行われるというふうになるかと思っております。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） ただいまお話のように、依田窪南部中学校を中心とした小学校間での連携は既に行われてきているとの答弁でございました。つい先日も小学校6年生はともしび博物館と一緒に交流をして、少しずつ友達ができてきているという状況にあるように、私も聞いております。

さて、長和町の総合教育会議の議題が先ほど言われましたが、小中一貫教育などについてさらに深めようとするとき、現状の対応、方針の決定、それについてどうかということについて、もう少し突っ込みたいと思います。

実際、上田市では既に総合教育会議において、小学校における新指導要領の先行実施、特に、英語の教科化に向けてその具体的な方針が示されており、今年度既に実施に移されております。

では、小学校における英語の教科化に向けて、長和町の対応状況はどうか、また平成28年9月に行った一般質問に対し、教育長は語学教育に関する教育方針を作成すると、答弁されていらっしゃいますが、その後の状況はどうか伺います。

○議長（田村孝浩君） 辰野教育長。

○教育長（辰野登志男君） 町の小学校の英語の教育化に関する状況及び語学教育に関する基本方針について、小学校の外国語教育につきましては、昨年度までは外国語活動として、小学校5、6年生が年間35時間ということになっておりました。小学校の新学習指導要領が全面実施されます2020年からは、小学3年、4年生で外国語活動として年間35時間、小学5、6年生では外国語教育として年間75時間を実施するようになります。小学校の3年、4年生では聞くこと、話すことを中心とした外国語活動になれ親しみ、外国語学習への動機づけを高めた上で、小学校5、6年

生からは段階的に文章を読むこと及び書くことを加えて、総合的、系統的に扱う教科学習を行い、中学校へつなげていこうというものでございます。

小学校における学習指導要領改訂の全面実施は、2020年度からですが、本年度より移行期間として、小学3年、4年生は年間15時間、小学5、6年生は年間50時間の外国語活動を実施することとなっております。

議員のおっしゃるとおり、上田市においては総合教育会議において、2020年度の全面実施に先行して、平成30年度より、今年度より小学校3年、4年生の外国語活動を年間35時間、それから小学校5、6年生の外国語を年間70時間実施することについて議論されております。

また、先行実施に伴う教育委員会としての支援体制も示されているということでございまして、その主な支援策としましては、小学校英語教科化推進委員会の設置、先行実施期間中の評価基準作成、教員研修の実施、ICT機器を活用した授業への支援などであると聞いております。

当町におきましては、上田市のような先行実施の予定はありませんが、小学校のほうでも外国語については、重点研究項目として取り組んでおります。教育委員会としましても、2020年の全面実施の際に、スムーズに移行できるよう必要な支援を行っていきたいと考えております。

現在、長門小学校、和田小学校、両校の校長との懇談を進める中、本格実施に向けまして方向性を研究しております。この点につきましては、町の総合会議において検討を行い、基本方針の策定を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） 長和町では、英語の教科化に対応するための方向性をこれから決めるということですので、やや時期尚早の質問にはなりますが、英語科の教員体制について伺いたいと思います。

小学校における、新指導要領を受けた英語指導の実施に当たっては、当然担当する教員の配置や研修体制についても検討されなければなりません。文科省の方針では、担任が中心になって行うというような方針が示されておりますが、それに対する対応状況はどうか、また英語科の専任教諭を置くことについては検討されているか伺いたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 辰野教育長。

○教育長（辰野登志男君） 英語指導に関する教員配置、研修体制などについての御質問でございますが、さきの答弁でも申し上げましたが、2020年度から新学習指導要領の全面実施への移行期間として、本年度より小学校3年、4年生は年間15時間、小学5年、6年生は年間50時間の外国語活動を実施しております。この間に教員の配置や研修等も行い、新学習指導要領の全面実施に向けての体制づくりなどは、協議をしていく予定でございます。

長門小学校及び和田小学校におきましては、相互に情報交換を行っていくことほか、英語科推進委員会を立ち上げ、対応について検討を進めていく予定でございます。

また、文部科学省におきましては、小学校外国語活動、外国語研修ガイドブックを発行しまして、

教員の皆さんに外国語教育についての理解を深めてもらうための方策を実施しております。

長野県においても、小学校外国語移行期間中に指導主事が各学校を訪問しまして、新学習指導要領による小学校高学年の外国語教育が、円滑に実施することができるよう支援を行っております。また、専門教員の設置につきましては、現在のところは予定はしておりません。外国語の授業につきましては、担任が中心となっており、これをALTや町費の講師さんがサポートするという形で進めていきたいというふうに考えております。今、申し上げました内容につきましては、先日、各校長との面談をする中で協議をした結果ということで、お含みおきをいただきたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） ただいまの答弁でわかりますように、長和町との関係では、上田市武石小学校においては、本年度より新学習指導要領の先行実施がなされ、5、6年生では70時間の教科指導が行われることになり、それに対し、長和町の対応は5、6年生で年間50時間の外国語活動とするとしており、先行実施の予定はなく、本格実施に向けての方向性を研究中であるということです。

このことからすると、来年度の中学1年生においては、入学時に既に年間20時間分の教科活動の差が生まれていることとなります。この点についてはどうお考えでしょうか。これは6年生だけじゃなくて、5年生、4年生、3年生についても20時間ずつ差がついていくということになります。

加えて、このような懸念が生まれないように、また新学習指導要領にしっかりと対応するように、私は平成28年の時点において、長和町における語学教育に関して検討されるよう質問をし、教育長は語学教育に関する教育方針を作成すると述べられたはずですが、その検討はなされてきたのか再度伺います。なされてこなかったのであれば、その理由も含めてお答えいただきたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 辰野教育長。

○教育長（辰野登志男君） 外国語活動の授業時間につきましては、上小の小学校校長会で時間数や授業の割り振りなど、統一性を図りながら全体で調整するというようになっておりましたが、上田地域と青木村では、まだ移行期間ではありますが、先手的に3年ないし4年は35時間、それから5年、6年生は70時間となっております。長和町と東御市につきましては、この状況を見ながら時間数の確保や方法や利点などを検討をして、取り入れていくことになっております。

さらに、移行期間中に外国語活動を授業に取り入れていくことは、逆に総合学習の時間などが減少するということになりまして、今まで積み上げてきました社会教育や地域学習の時間数が減ることになります。義務教育期間においては、また移行期間という状況下においては、全てを外国語活動に重点を移すというよりは、少しずつ方向性を変えていったほうが、子供たちにとっても落ちついた学校生活を送ることができるのではないかというのが、教育委員会の考え方でございます。

したがって、この移行期間中を捉えて語学教育についての方向性を検討していきたいというふう

に考えております。

しかしながら、議員おっしゃりますように、武石小学校、それから長門小学校、和田小学校に關しましては、時間の差異が生じている状況でございます。この状況を鑑みまして、武石小学校とは、授業の進行状況を確認し合い、それに合わせた授業ができるよう指導したいというふうに思っております。

また、2019年度、まだ移行期間ではありますけれども、上田地域と同等な時間配分とするような方向で、時間を調整をしてみたいというふうに考えているところでございます。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） 教育長、今おっしゃられました、今まで積み上げてきた社会教育や地域学習の時間数が減ることになるので、外国語活動に重点を置くよりは、社会教育や地域学習に力を入れるという方針で、外国語の教科化に対する先行実施は行わないという意味はわかります。

しかし、先ほども言いましたように、現実に来年度の南部中学校の中学1年生には、小学校における外国語活動指導に年間20時間の差ができることになり、中学校の教科指導において、教職員に要らぬ対応を強いることになりかねません。

ただいまお話のように、武石小学校の進行に合わせて調整をしていくというようにお話でしたが、これを行うことになると、やはり先ほど教育長もおっしゃられたように、何かの時間が潰れていくことにもなりかねません。その方針をしっかりと教育委員会が持つべきではないかと、私は思います。

ですから、教育委員会で2019年度慌ててやれと、私は言っているわけではなくて、英語指導をどう取り入れていくかの研究をしっかりとやってきたのか、だから英語教育の方針について作成するというのを、2年前に教育長おっしゃられておりますんで、これについて検討してきたのかどうかについて、先ほどお答えられていませんので、そこについては再度お答えいただきたいと思ます。

○議長（田村孝浩君） 辰野教育長。

○教育長（辰野登志男君） 今回の議論を重ねてきたのかということでございますけれども、この英語教育、いわゆる外国語教育につきましては、あくまでも移行期間ということで、現実問題2020年度に完全実施がされるということでございます。

その学校対応といたしまして、この英語の時間数を先行するのか、あるいは移行期間の時間にするのかという方向につきましては、やはり学校が子供に対する授業を進めるということでございますので、さらにその時間を制定するにつきましては、上小の校長会の中で、その時間数を調整をしましょうと、そういう方向でありましたので、教育委員会はそちらの校長先生の考え方に沿った内容で授業を進めたいというのが方針でございました。

以上でございます。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） 先ほどお話に出てきました、例えば東御市であれば、東御市が2020年度に実施をするということについては、小中学校の連携からすれば自然のこととございます。それは東御市の考え方として思うんですが、うちの場合は、依田窪南部中学校は上田市と長和町の境界、両方の子供たちが来ると、それに対する調整は当然考えなければならなかったんです。それについて考えてきたのかということ、私は聞いているわけです。

それを行ってこなかった、今現実にならなっているのかということ、教育長、上田市が今年度から70時間にするんだということ、それを把握していたのか、それに対してどう対応しようかということ、を考えてきたのかということ、私は聞いているわけです。これについても一回お答えいただきたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 辰野教育長。

○教育長（辰野登志男君） 今回のこの外国語活動という授業採択、国の方針でございますけれども、この外国語につきましては、3年生、4年生、5年生、6年生という形で取り組んでいくわけとございますけれども、移行期間ということで、まだまだ英語教育に本格的な授業という考え方は捉えてははいないというふうに、これはいわゆるいろいろな会議の中で、そういう方向が打ち出されておりました。

したがって、武石小学校で70時間、あるいは和田・長門小学校のほうで50時間で、南部中学校へ通学をしたという場合におきましても、中学校のほうで用意ドンという形での授業がなされ、それに伴って、今までの経過を踏まえた授業をして、同じレベルでもっていかれるということ、でのお話を、校長先生のほうからお聞きをしている状況でございます。

それから、東御市は同じまち中というようなお話でございますが、佐久市あるいは長野市の小学校におきましても、それぞれの学校の方針に基づいて、先行時間、先行する、あるいは移行期間という形での採択を、各学校がしているというような状況もあります。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） およそわかりました。

私は、先ほどちょっと申し上げましたが、小学校における英語の教科指導は早目にやると、決してよいとは思っていません。むしろ地域の文化を深く学ぶことのほうが、国際的な人材を育てるという意味では重要なことであって、英語はやっぱり道具としてあるものであって、文化、英語の国民になるわけではないですから、道具として英語の技量を習得することにより多くの時間を割くべきではないと思っています。

ですから、教育委員会の見識として、また方針として意図的に、計画的に新指導要領の先行実施を行わないのであれば、それについては、私は評価したいというふうに思います。

むしろ、そちらの社会教育、地域教育に力を入れているんだということ、そのほうが重要なんだというふうに教育長が見識を持っておられるのであれば、私もそれに対する賛意を示したい、

いうふうに思います。

その上で、教育の教科指導というか、ある程度の集中したものがが必要です。小さいころから少しずつ少しずつやっていくと、果たしていいのかどうかというのをもう一回考えなければならない、いうふうに私は思っております。

しかし、ただいまのお話のように、教育長が語学教育に関する教育方針を作成すると答弁されたときから、既に2年が経過しており、先ほど触れているように、上田市ではこの間、年3回の総合教育会議、年3回ですよ、総合教育会議を開き、市としての方針を形づくり、学校支援プランを作成して今年度から対応をとっている実態があります。

長和町としても十分に教育に関する基本計画をつくり、対応する時間があつたはずですよ。少なくとも、教育委員会の見識として、そのための調査や資料集め、周辺地域の動向調査などに取り組む必要があつたのではないのでしょうか。そのための総合教育会議であつたはずですよ。それが、27年に行われて、この3月に行われたということです。その間に行うべきではなかつたのかと、私は思います。

教育行政においては、社会情勢の周辺の状況から見て、町の主たる教育方針を決めるのでは、子供たちの必要十分な教育を行うことができなくなってしまうと、私は考えます。それは、1年ごとに子供たちは成長していきます。学年が変わります。ですから、ことしやれなかつたから、来年やればいいということではなくなっています。

今言うように、教育の時期を逸してしまうことにもなりかねないというふうに考えられます。子供たちの1年は大人の数倍の密度を持っているからでもあります。ですから、こと教育行政にかかわる者は、子供たちの生きる社会の将来を見通す先見性と、教育に対する普遍的な見識を持ち、具体的な取り組みに対応できる柔軟性と計画性を持っていなければなりませんし、その責任があると私は考えます。

今、私の考えを述べさせていただきました。教育長の御見解を伺いたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 辰野教育長。

○教育長（辰野登志男君） 今、いろんな御意見をお聞きしたわけでございますけれども、教育に関しましては、それぞれ毎年各小中学校のほうで、グラウンドデザインという形で教育方針を打ち出しております。それらにつきましては、上田市の教育大綱、長和町の教育大綱でうたっております子供育て方等につきまして、それに沿って子供を育てるという方向でございます。

たまたま課題が外国語のことになりましたけれども、先ほど申し上げましたように、外国語、まずこれから取り入れ、そこに勉学ではまっていくということになるわけでございますけれども、本当にまだ移行期間という状況でございます。

とにかく子供が落ちついて授業ができるようにと、というような考え方をもとに今後も教育については進めていきたいというふうに思っております。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。



○4番（森田公明君） 次の話に移りたいと思います。

町長公約にもあります、情報通信機器技術を駆使した教育の推進について伺いたいと思います。

その町長の言われる情報通信機器技術を駆使した教育の推進の内容は、どのようなものでしょうか、またその実施予定を伺います。特に、先ほど触れております英語教育に関しては、ICT環境の整備が不可欠であると考えますが、その対応についてはどのような考えか、重ねて伺いたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 情報通信機器技術を利用した教育の推進に関するということでございます。

私も今回の選挙で公約事項の一つとして、長和町の未来を託す子供たちが輝くまちづくりを掲げさせていただいておりました。町の未来を切り開きまちづくりを支えていくのは子供たちであります。郷土に誇りと愛情、愛着を持ち、地域の発展のため多くの人材を育てていかなければなりません。このような子供たちを育てていくために、町が子供たちに対し、どのような教育を行っていくことができるかということが、非常に重要なことになるわけであります。

町といたしましては、今まで子供たちのためにさまざまな教育を行ってまいりましたが、情報通信技術が急速に進展している最近の状況を見ますと、情報通信技術を活用した教育というものが急務になっておるところでございます。

総務省におきましても、教育分野におけるICT利活用の推進には、事業の双方向性を高め、児童生徒の主体性、関心や意欲や知識、理解を深めるなどの効果が期待できることから、教育分野におけるICT活用のための情報通信技術面に関するガイドラインを作成をしまして、教育の情報化を推進しております。

さらに、文部科学省におきましては、次世代の学校、地域を創生し、教育の強靱化を必ず実現していくためにも、未来社会を見据えて教育すべき資質能力を育むための新たな学びや、それを実現していくための学びの場を形成するために、ICTを効果的に活用していくこととし、教育の情報化加速化プランを策定をしまして、平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針を定めたりするなどして、教育の情報化への対応を進めておるところでございます。

また、長和町におきましては、今後、小学校児童数の減少が見込まれることから、この対応が喫緊の課題となっております。この課題への対応策として、情報通信技術を活用した多種多様な教育方法を一つの対応策として検討していきたい、いうふうに考えておるところでございます。

実施内容及び実施予定につきましては、教育長より答弁をさせます。

○議長（田村孝浩君） 辰野教育長。

○教育長（辰野登志男君） 私のほうから、教育の情報通信化に関する実施内容や実施時期について答弁させていただきます。

現在、各学校で活用されております情報通信機器といたしましては、電子黒板、書画カメラなど

がございます。それぞれ授業の各場面において活用されているところがございます。

しかしながら、現状としましては、学校で活用する情報通信機器は十分な状況にあるとは言えず、今後機器整備が重要な課題となっております。具体的な整備内容及び整備時期は決定していませんが、情報通信機器技術を駆使した教育を推進していくためには、導入する必要があるというふうに思っているところがございます。

また、児童数の減少によるクラスの少人数化が予想される状況となっております。少人数の学級は個々に目が行き届くなどのメリットがある反面、多種多様な考え方に触れることが難しくなる、というようなデメリットも考えられます。このため情報通信機器を利用して他の学校の児童と触れ合うことができるようなシステムを導入して、このデメリットに対応していきたいというふうに考えております。

情報通信機器の活用は、外国語の音声や表現になれ親しませるためにも必要なものであるというふうに考えております。また、授業指導上、児童生徒の考えを短時間に集中的に把握することができる、いうこともできます。個々に対する指導も的確性が得られるなどの利便性があるなどと言われております。

現時点では、具体的な整備方法は決定はしておりませんが、学校などの意見を聞きながら検討をしていきたいというふうに考えております。また、財源問題や機種選定、教員の機器への対応など、導入に際しまして詳細な検討も必要であるというふうに考えておるところでございます。

先ほど、町長のほうから答弁もございましたが、平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針を定めたなどとして、こういうことでございますので、今年度から積極的にそういった検討を進めてまいりたいというふうに思っているところがございます。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） 近隣の市町村におきましても、教育環境のICT化について積極的に取り組まれている状況にあります。上田市では、第2期教育支援プランの中で、小中学校においては、平成32年度までに全学校での整備と実施を予定しており、青木村では、青木中学校において、本年度よりタブレット型のパソコンを導入して授業を行っております。

長和町においても、早急に対応すべきであると考えますが、ただいまの答弁では、これから早急にやっていくという状況であり、教育環境の整備について周辺町村と比べても立ちおくれが懸念されるところであります。

学校の要望を受けて、さまざまな対応を速やかに行うという教育委員会の姿勢については、評価できる点もありますが、先ほど町長の答弁の中にありました、情報通信技術を活用した教育というのが急務だというふうに町長の答弁が述べられておまして、教育長の答弁の中では導入する必要がある、というような答弁になって、私はそこにそごがあるんじゃないかというふうに思います。

先を見通しの計画性にややちょっと、もう少しきちんと何年までにこれをやるというような計画がつくられても、私はいいのではないかというふうに思います。御見解を伺いたいと思います。

○議長（田村孝浩君） 辰野教育長。

○教育長（辰野登志男君） ICT器導入は必要であるという答弁をいたしました。したがって、教育委員会、教職員で機器が展示される機会などに出向きまして、機種、内容などの説明を聞いてくるところでございます。それぞれのメーカーにおいて、メリット、デメリットがございまして、選択が大変難しい状況でございます。まず、自分たちが、教育委員会がこの機器をよく理解する必要があるというふうに考えているところでございます。

タブレット方式で導入するといたしましても、どのメーカーを選択するのか、機器も日進月歩で新しくなっていくために、戸惑うことが多くございます。また、一度に全ての機器を単年度において導入するという事は、財源的には難しく困難でありますので、少子化が進行する中、教育には多くの人とのかかわりが大きな影響を及ぼすというふうに考えられますので、和田小学校と長門小学校や、武石小学校との交流を図ることができるような機器を、導入を検討していきたいと考えているところでございます。

さらに、先行的に行われている学校を見ていきたいというふうに思いますし、おくられているのではという御指摘でございますけれども、よりよいシステムを選定をいたしまして、よりよい機種や高性能の機種を選定をしてみたいというふうに考えているところでございます。おくられているということでございますけれども、よりよい機械、よりよい機種を選定することになりますと、さきに導入した市町村よりは先手的な形になるのではないかとこのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（田村孝浩君） 森田公明議員。

○4番（森田公明君） 教育環境ICT化につきましては、教育長がおっしゃいますように、よりよいシステムが導入され、小学校の枠を超えた授業に発展することを期待して、今後の対応の仕方と導入の時期に注目していきたいというふうに思います。

もう一点、いじめについての質問がございましたが、ちょっと時間が途中で切れてしまうおそれがありますので、ここで、これも町が、町の教育委員会が教育整備に関して具体的な方針を早急に立てていただいて、まちづくり、子育て日本一のまちづくりを行っていただけるように要望して、ここで私の一般質問を終わります。

○議長（田村孝浩君） 以上で、4番、森田公明議員の一般質問を終結いたします。

ただいま11時25分ありますが、昼食のため1時まで休憩いたします。

休 憩 午前11時25分

---

再 開 午後 1時00分

○議長（田村孝浩君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

3番、田福光規議員の一般質問を許します。

田福光規議員。

○3番（田福光規君） 議長の許可を得ましたので、一般質問を行わせていただきます。

きょうは通告に従いまして、1、長和町道の駅エリア活性化事業について、第2に安倍首相、自民党が進めようとしている憲法9条改憲について、第3に貧困が広がる中、生活保護を使いやすくするために、第4に高校生の奨学、就学援助金の拡充、長和町として就学援助の実施をの4点について質問をさせていただきます。

質問に入らせていただく前に一言申し上げたいと思います。

先日5月19日、長らく町議会議員を務められた栗原暁史さんがお亡くなりになりました。56歳という若さでありました。羽田町長から、当議会の冒頭に弔意の言葉がありましたが、当町、長和町にとっても大きな損失であったと思っております。この後、行います質問の中で3項目めと4項目めの質問に関しましては、3月議会が終わった後、栗原さんと私で6月議会に向けての質問について相談をいたしました。そのときに栗原さんから提案をいただいて相談して決めさせた中身でございます。3項目めと4項目めは、栗原さんの思いも込めて質問をさせていただきたいと思しますのでよろしく願いをいたします。

第1、長和町道の駅エリア活性化事業についてであります。

長和町では、現在、長和町道の駅エリア活性化事業として道の駅直売所の建設を含めた事業を進めています。

第3回長和町道の駅エリア活性化推進委員会が5月8日に開催され、基本計画が決定をされました。5月14日の議会全員協議会でその報告が行われました。5月31日の東信ジャーナル誌に概要が報道されましたが、まだ町民の皆さんには詳しい広報、情報が伝達はされていない状況だと思います。

私は、この事業は今年度、来年度に向けて当町にとって大変大きな事業であり、町民の皆さんの御理解と御協力がなしには決して成功できない大事な事業だと思っております。そういう意味では、町民の皆さんに私の質問も通じてしっかり周知していただくと同時に御意見も町に寄せていただく機会になればと思っております。

事業の目的と計画の概要、取り組みの現状、今後の予定についての説明をお願いいたします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 先般、開催されました道の駅エリア活性化推進委員会におきまして、この事業の基本計画が承認され、その後、今お話がございましたように議会全員協議会におきまして御報告をしたとおりでございますが、目的は大型農畜産物直売所を核とした複合施設を整備することにより、道の駅エリアの活性化と町民の生活向上を図るとともに、あわせて農業生産の拡大、農業所得の向上及び地域活性化を図るものでございます。

また、道の駅エリアを一体的に整備することにより、集客力を高め、都市農村交流の促進を図り、長和町の情報発信、新たな産業の振興及び商工業、観光業の発展を目的としております。

事業の概要といたしましては、直売所の設置、あわせて産業振興に資するレンタルオフィス及びチャレンジショップの整備、体験農場事業等、地域活性化に資する事業の実施、また、道の駅及びやすらぎステーション28がある商業エリアの一体化に向けた施設整備を行いたいというふうに思っております。

また、県が事業主体となりますが、道の駅トイレの改修及び道の駅駐車スペースの改修を計画しております。

取り組みの現状及び今後でございますが、基本計画書に基づきまして設計業者をコンペ形式で決定する予定でございます。設計業者が決まりましたら基本設計、実施設計を策定してまいりたいというふうに考えております。あわせて、出荷者組織及び運営組織の立ち上げに向けて、道の駅エリア活性化推進委員会はもとより、関係する団体、事業者、農家の皆さんと協議を重ね、具体的な事業内容も検討、決定をしてまいりたいというふうに思っております。

大まかなスケジュールといたしましては、今年度において設計を行い、出荷者組織についても今年度中には設立をしたいというふうに思っております。来年度、平成31年度には工事の着工、竣工をするとともに運営組織も設立をいたします。直売所につきましては、平成32年度早々にはオープンをし、関係する各種事業についても始めてまいりたいという計画をしておるところであります。

○議長（田村孝浩君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 私は、ことし2月14日、長和町青木村議員研修会で議員の皆さんと一緒に青木村を訪問いたしました。そこで、道の駅あおきの話を代表取締役をされている林さんからお聞きしました。青木村では、青木さんが中心になって直売所の運営だけでなく、農家の組織化とコミュニティづくりに取り組んで来られ、現在、集落単位に会議組織をつくり、総勢200戸の会員が農産物の生産出荷を行っているということでした。

今回、長和町の直売所の農産物の品ぞろえのためには、青木村と同様に200戸の農家の皆さんの参加が必要だとお聞きしておりますが、現状の取り組み、農家の皆さんの反応はいかがでしょう。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 今、青木の例のお話がありました。青木村も大変立派な直売所を道の駅に建設をしておるところでございます。そういった青木村、あるいは他の直売所の例からも、運営していくには、今、お話がありましたように200件の農家の皆さんの参加が必要であるというふうに考えておるところでございます。農家の皆さんを中心とした出荷者組織の立ち上げについては、既にJA信州うえだを中心として、直売所関係者及び主だった農家の皆さんにお集まりをいただき事業についての説明、直売所に対する要望、御意見、出荷者組織への参加依頼等、御相談をさせていただいておるところでございます。

長和町は和田に直売所があるわけでありましてけれども、和田の直売所の皆さんもあわせて御参加

をいただきながら、あと何個か小さな直売所をしておるところがございますので、そういった皆さんにも御相談をしながら、現在進めておるところでございます。

○議長（田村孝浩君） 田福議員。

○3番（田福光規君） やはり問題は農家の方の200戸の参加というのが非常に難しいのではないかと、実際に私の耳に届いている、御意見をお聞きしている方が何人かおられますけど、その方の口からも200戸できるわけないと、わかりません、私が直に農家の皆さんと直接話しているという区画は少ないですから、その方の御意見ですけど、そういった厳しい御意見をお聞きしています。和田のほうの直売所も今は参加者が減って困っているんだという、これも事実かどうかわかりませんが、そういう話もお聞きしています。やはりちょっと200戸をどういうふうに組織するのか。お聞きした範囲では、JAを中心にお話し合い等をされているということですけど、やはり早く、後から出てきますけど、責任者の方を決めていただく等を含めて、町のほうがやっぱり農家の皆さんに本気度を示すというか、直にお話を聞いて、直に加わってもらえるような努力を今後ますます続けてもらうことが必要ではないかと思っておりますので、このことはよろしくお願ひしたいということで要望としてお願ひしたいと思っております。

3つ目ですが、事業全体の予算規模とその財源について計画、見通しは怎么样了なっていますか。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 直売所関連の事業全体の予算規模でございますが、基本計画書では直売所を核とした複合施設建設工事費として2億3,600万円、道の駅からやすらぎステーション28にかけての通路の屋根設置及び野外休息施設等、付帯施設工事費として5,300万円、あそこに温泉があるわけでありまして、その温泉を利用した足湯も設置したいということで、足湯の設置工事として1,400万円を予定しております。施設整備にかかわる予算としましては、総額で約3億円を想定しておるところでございます。なお、施設内の棚やレジなどの重機は含まれていませんので、総事業費としてはもう少し大きくなるかなと考えているところでございます。

この事業費でございますが、現段階での規模であり、今後コンペにより設計業者を決定し、実施設計を策定していく中で事業費や財源となる補助金等の内容によっても変更なる可能性があるというふうに思っておるところでございます。

また、この事業の財源でございますが、現在、地方創生関係の交付金を活用すべく国と県と協議検討を行っておりまして、補助残につきましては起債を充当したいというふうに考えているところであります。

○議長（田村孝浩君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 冒頭にも言いましたが、この事業についての町民の皆さんの理解が広がること、それが不可欠だと思います。広報や取り組みが今後必要だと思いますが、今後の予定やお考えを聞かせてください。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） この事業の計画、立案に当たりましては、町内各関係機関、団体、事業者、直売所関係者などの皆さんによりまして、先ほど来お話をしております道の駅エリア活性化推進委員会を組織して取り組んできておりますので、この基本計画に基づきまして、設計業者の選定、事業のさらなる具体的な検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、委員会による協議以外でも農家の皆さんにお集まりをいただき、出荷者組織の検討や直売所への要望等もお聞きしながら基本設計を立案してきた経過もありますので、直売所整備による農業振興を図るというものだけではなく、地域の活性化の拠点として商工業及び観光も含めた産業全体の振興にも寄与するものであるというふうに考えております。

さらに、事業規模、予算についても大型であるために町民の皆さんの御理解は必要不可欠であるというふうに考えております。したがって、この事業について広報等により十分な御理解をいただくための周知を図ってまいりたいというふうに考えておるところであります。

また、あわせて事業に関して御意見、御提案をいただく機会も設けていただければと考えておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（田村孝浩君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 私は、現在の最大の問題は計画、事業を進める責任者がまだ決まっていないことだと思っています。先ほど青木村のお話をお話しましたが、道の駅あおきがスタートできた最大の要因の一つは計画当初から林さんが中心になって農家の皆さんの組織化に取り組んだことだと思います。一方、我が町では基本計画は決まったが責任者がまだ決まっていないという状況であります。この事業の成否を決めるのは適切な責任者を一日も早く決めることだと思いますが、今後、計画、事業を進める責任者をどのようにして決めていくのか、町長にその見通しと決意をお聞きします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 竣工後の店舗運営及び事業の実施につきましては、運営組織として道の駅エリア管理運営組合と店舗へのお客者としての直売所出荷者組合を組織したいというふうに思っております。

現在、直売所出荷者組織が主体となって道の駅エリア管理運営組織を組織していく組合を組織していく予定でございますが、直売所の運営組織及び体制は非常に、お話にございましたように重要な課題であるというふうに考えております。

昨年度、推進委員会の視察で訪問した道の駅直売所におきましても運営体制、さらに申し上げますと、誰が運営するかが非常に重要であると認識をしてきたところでございます。また、近隣や全国の道の駅の直売所におきまして、成功事例として紹介されているところは経営に携わっている責任者がこの理念とアイデア、また行動力によって地域の活性化に資する成功を収めているということでございます。運営体制をどうするか、誰が経営をしていくか、このことについて行政を初めとしてJA信州うえだ、商工会、また農家の皆さんとも協議を重ねてきており、現在ある程度見通し

が立ってきたところでございます。具体的には、まだ申し上げる段階ではございませんが、店舗運営の知識と経験を備えた方にかかわっていただく予定でございます。

いずれにいたしましても、計画、事業を進める責任者は非常に重要であると認識しておりますので、今後、さらに関係者とも協議を重ねてまいるとともに具体的な体制を決まりましたら改めて御報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（田村孝浩君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 最後に、御要望を何点か述べたいと思います。

私は、議会活動報告を昨年12月以降、月1回作成し町内に配布をさせていただいていますが、5月号にこのながと道の駅の直売所について掲載させていただきました。御意見をお寄せくださいと書きましたところ、何人かの方から御意見、御要望が届いていますので御紹介をさせていただきます。

一つは、意見を言いたいので活性化推進委員の名前を知らせてほしいと電話が入りました。町民の皆さんが意見を出しやすい形での意見集約の方法を広報する必要があると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。2点目は、1度会合に呼ばれて参加したが農家の者がいなかった。もっと農家の人を呼んで話を聞いてほしいという、これは家で訪問した際にお聞きをしました。3点目は、道の駅の既存の店との連携、話し合いを行ってほしい。既存の店の方から蚊帳の外という話を聞いている。4点目、商業調査（経営計画も含めて）の実施とその公表をしてほしい。5点目、各農家との合意形成はできているか。先ほどの質問をかぶりますけど。6点目、誰が運営し、誰が経営責任を負うのか明確にしてほしい。7点目、車のない買い物難民と呼ばれる方々への配慮対策をしてほしいという御要望が届いていますので、今後とも引き続き御意見を吸収しながら、私もありましたらお届けしたいと思っておりますけど、町民と一緒にこの事業に取り組むように御要望を申し上げまして、第一の質問を終わらせていただきます。

2点目であります。

安倍首相、自民党が進めようとしている憲法9条改憲についてであります。

2017年5月、安倍首相は突然新たに憲法9条に自衛隊の存在を書き込む、2020年に新憲法施行を目指すと言をいたしました。この発言を受けて憲法を変えようとする動きが急速に強まっています。この動きを受けて、全国では安倍首相らによる憲法改定、9条改憲に反対し、日本国憲法の民主主義、基本的人権の尊重、平和主義の諸原則が生かされる政治をつくろう等、安倍9条改憲の全国市民アクションが発足し、憲法を生かす全国統一署名——3,000万署名といいます、を当面の目標に安倍改憲を阻むためのあらゆる行動を呼びかけています。

長和町でも、ことし1月27日に45人の方が呼びかけを行い、安倍9条改憲の長和町町民アクションが結成されました。そして、2,000筆を目標に署名の取り組みが進められてきました。3月には、呼びかけに応じて194人の方が賛同者として名前を出され、全員の実名が記載された署名呼びかけチラシを町内全戸に配布をいたしました。5月30日、2,082筆に到達し、目標



を達成いたしました。この数字は、町内の人口6,214人の33.5%に当たり、県下でもトップの署名率であります。署名の呼びかけに対しては多くの方々の御協力、署名をいただきましたが、特にお年寄りの方々からは、最近きな臭い感じがしている。もう二度と戦争はしてはいけない。9条は変えないでほしいという声を多数いただきました。

羽田町長に、憲法を変えようとする動きがある中での憲法9条についての御存念をお聞きします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 憲法9条についての御質問でございますが、議員がただいまお話になりました署名運動や憲法改正に対し、それぞれの御立場やそれぞれのお考えによる運動やさまざまなアクションが進められていることは承知をしているところでございます。

私は、以前、平成27年5月14日に安倍総理が国の安全保障政策の大転換を臨時議会で決定されたことに対する考えを、平成27年度議会6月定例会の所信表明の中で、「この問題は昨今の日本の安全保障環境と国際社会への貢献を考えますと全て否定するものではありませんが、現行憲法9条のもと絶対に安易に容認すべきではなく、十分な国会審議と国民への丁寧な説明が絶対条件ではないかと考えておるところであります」というふうに述べさせていただいております。

憲法では、この基本理念において、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることにならないようにすることを決意をし、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して我らの安全と生存を保持しようと決意した」とうたわれております。このことに基づき、具体的な安全保障の方針を定めたものが憲法第9条で戦争の放棄と戦力の不保持を定めたものであります。恒久平和を願わぬものはないと思います。この根底にあるのが憲法第9条によるものだというふうに思っております。

○議長（田村孝浩君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 3つ目の質問に移らせていただきます。

貧困が広がる中、生活保護を使いやすくするためにであります。

今、日本は格差社会が進行する中で全国で貧困が広がっています。総務省の計算でも所得が最も少ない10%の層の所得は、1999年に162万円、2004年に154万円、2009年に140万円、安倍政権になってからの2014年は134万円と一貫して下がり続けております。

貧困が広がる中で、憲法が保障する生活に困窮する方々が健康で文化的な最低限度の生活を保障する最後のセーフティーネットである生活保護の役割がますます重要になってきております。

しかし、ことし5月29日、つい先日でございますが、参院の厚生労働委員会に提出された厚生労働省の推計資料では生活保護基準以下の所得で暮らす世帯が2016年は705万世帯であり、そのうち実際に生活保護を利用していた世帯は22.9%の161万世帯と大変低い比率となっております。

低い理由は、生活保護は恥との意識や制度が正確に知らされていないこと、生活保護の申請に窓口に行っても間違った説明で追い返される、いわゆる水際作戦が横行しているということが全国で

指摘をされています。

長和町の第2次長期総合計画では、安全・安心な環境の確保で暮らし続けたい町を目指しています。憲法25条に基づく正当な権利である生活保護を受けやすくするために長和町として生活保障先進の町宣言を定めることを提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 生活保障先進の町宣言の御提案についての御質問でございますが、最初に、長和町的生活保護の現状と対応について申し上げさせていただきます。

平成30年5月末現在の当町的生活保護受給者は10世帯15名で、この数字は合併時の6世帯9人、その後、平成21年の13世帯21人をピークに減少し、ここ何年かは10世帯16人前後で推移をしておるところでございます。

当町における生活保護の実施主体は長野県となっておりますので、生活保護を希望する方から相談、申請があった場合は、所管する佐久保健福祉事務所において世帯全員の資産調査を含む生活実態調査を行った上で、国の基準により保護対象か否かを決定いたします。そして、保護対象になった場合には、国の基準による保護費が支給されることとなります。

また一方で、生活保護を受ける場合は、生活に必要な資産を持ってない、あるいは自動車を持つたり運転することが原則としてできないなど、さまざまな制約もございます。当町における生活保護の対応といたしましては、新たに生活保護を希望する方からの相談や生活保護受給者からの相談の窓口、また生活保護の制度に関する情報提供等を実施主体である佐久保健福祉事務所と連携をしながら、ときには指導を受けながら実施をしておるところでございます。

また、議員がおっしゃられている生活保護を受けやすくするための対応として、現在、担当係では庁舎で相談者が相談に来るのを待っているだけではなくて、相談者の立場に立って相談する場所、庁舎以外での相談等、相談時間、相談者の希望時間での対応等を配慮しながら実施をしておるところでございます。

今後も県と連携をとりながら、生活保護が必要な方に生活保護が受給できるよう適正に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、生活保障先進の町ということで申し上げます。

当町における生活保護に関する取り組みとしては、高校生までの医療費無料化については全国的にも先進的な取り組みをして実施をし、そのほかにも障害者への福祉医療費の独自受給範囲の拡充、介護保険料の据え置き、介護サービス利用料への独自補助、保育料の軽減、小中学校の給食費の無料化、高校通学費補助等、さまざまな取り組みを行っております。

今後も社会情勢や住民の皆様の要望等により必要な生活保護に関する取り組みを検討してまいりたいというふうに思っております。

なお、議員から御提案がありました生活保障先進の町宣言につきましては、御要望として検討させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（田村孝浩君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 要望としてお願いしました生活保障先進の町宣言、検討をしていただくということですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思いますが、その中に生活保障は憲法25条に基づく正当な権利であること、そして長和町独自の捕捉率調査の実施と捕捉率の向上の責務を帰することを提案したいと思います。よろしく御検討をお願いします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 町独自の捕捉率調査と向上の御提案についての御質問でございますが、最初に生活保障における捕捉率とは、生活保障基準を下回る経済状態の世帯のうち、実際に生活保障を受給をしている世帯の割合であると認識をしております。この捕捉率につきましては、厚生労働省が平成22年4月に出した生活保障基準未満の低所得者世帯数の推計についての資料の中で生活保障基準未満の低所得者世帯数に対する非保護世帯数の割合を生活保障利用率として発表をしております、所得のみで推計した場合には15.3%、資産を考慮して計算した場合には32.1%という数字が示されております。

また、総務省が実施した統計の結果をもとに推計したものでは、所得のみで推計した場合は23.8%または29.6%、資産を考慮して推計した場合には75.8%または87.4%と推定されるとしております。

なお、この推計の調査につきまして、国は統計データから保有する住宅・土地等の不動産や自動車・貴金属等の資産の評価額は把握できず、推計には限界があること、また、生活保障は申請に基づく開始を原則として申請の意思がありながら生活保障の受給から漏れている要保護者世帯の割合をあらわすものではないこととしております。

議員から御提案がございました町独自の捕捉率の調査につきましては、世帯内の収入、支出、不動産等の資産、貯蓄や負債の状況、さらには子供の就学にかかわる費用や医療費等、1つの世帯に対してどのような調査項目を利用し、どこまで生活実態に把握することができるのか、また、調査する場合には個人情報等にも踏み込む必要があり、現時点での調査の実施は非常に困難であると思われます。今後、研究をさせていただきたいと存じます。

町といたしましては、国の調査結果を参考にして当町においてもまだまだ潜在的に生活保障を必要とする方がいることを再認識し、引き続き県と連携をとりながら生活保障が必要な方に必要な支援が届くよう、また生活保障は国民の誰もが受けることができる制度であることを広報紙等を活用し、情報提供と相談を行い生活保障の適正な事務に取り組み安全・安心な環境の確保で暮らし続けたい町の実現を目指してまいりたいというふうに思っております。

○議長（田村孝浩君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 最後の質問に入らせていただきます。

高校生の奨学援助金の拡充、長和町として就学援助の実施をであります。

2014年に開始された返還不要の高校の奨学給付金の支給基準を引き下げるよう国に意見を上

げることがを要望いたします。

高校の初年度にかかわる学校教育費は、2016年度子供の学習費調査によりますと公立高校で37万円、私立高校で104万円となっています。小中学生の就学援助の支給基準は、生活保護基準の1.1倍から1.5倍の自治体が多いといわれています。

しかし、2014年から始まった返還不要の高校の奨学給付金の対象は、生活保護世帯と住民税の所得割がゼロ円の世帯となっています。住民税の所得割がゼロ円の収入を資産した結果、生活保護基準よりずっと低い結果になったとの報告も出されています。

高校では、小学校、中学校でかからなかった教科書代や交通費が一気にかかります。それなのに中学校までは就学援助制度が利用できた世帯の多くが受けられなくなっています。高校の奨学給付金の仕組み基準をせめて就学援助の条件程度に引き上げるよう、また金額の引き上げ、支給時期の見直し、現在は年に1回で11月下旬に支給されていますが、入学時など必要な時期に見直すことなどについて国に意見を上げることがを要望いたします。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 高校の奨学給付金の支給基準引き上げの国への要望に関する御質問でございますが、高校生への奨学給付金の支給につきましては、公立高等学校にかかわる授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律が2014年、平成26年4月1日から施行されたことに伴い、平成26年度から高校生等奨学給付金として始まった事業でございます。私立高校の関係でも同様の制度として私立高等学校等奨学給付金がございます。

これらの制度は高等学校にかかわるものでございますので、長野県が主体となって行われている事業でございます。教育の機会均等を図るため、学習意欲のある生徒が安心して教育を受けられることができるよう、授業料以外の教育費の負担を軽減するということが目的となっております。授業料以外の教育費とは、教科書、それから教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、入学学用品費等であり、授業料につきましては高校生等就学給付金とは別の制度でございます。高等学校等就学支援金による保護者の皆さんの経済的負担の軽減が図られておるところでございます。

高校生等就学給付金につきましては、市町村民税所得割額が非課税の世帯に対し給付されることになっており、給付額につきましては公立の全日制の高校の場合、1人当たり年額7万5,800円、2人目以降は年額12万9,700円となっております。また、給付金でもありますので返還は不要ということになっております。

一方、小学校や中学校の義務教育時につきましては、就学助成費支給制度があります。町におきましても長和町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要項に基づき援助を行っております。この要項においては、支給要件として町民、市町村民税の非課税世帯のほか、各種の適用要件があります。よって、市町村民税非課税世帯以外の支給要件により就学援助費が支給されていた世帯につきましては、高校進学後は就学に関する援助が途切れてしまい、保護者の負担がふえてしま

うという状況にあります。今、お話にあったとおりです。

長野県の高等学校における初年度納付金の平均は県立高校で約12万5,000円、私立高校では約63万円となっております。未来を担う子供たちが経済的な理由で自分の夢を絶たれることのないよう、高校生等就学給付金の支給基準の対象範囲の拡大について機会あるごとに国及び県に対して要望をしていきたいというふうに考えております。

○議長（田村孝浩君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 第2次長和町長期総合計画では、結婚・妊娠・出産・育児・子育てを切れ目なく支援する環境を整え、子育てしたくなる町を目指しています。国が返済不要の高校の奨学給付金の支給基準を引き上げるまでの期間、長和町として就学援助の実施を行うことを提案いたします。よろしく申し上げます。

○議長（田村孝浩君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 高校生の保護者を対象とした町としての就学援助の実施に関する御質問でございますが、第2次長和町長期総合計画におきましては、今、お話がございましたように結婚・妊娠・出産・育児・子育てを切れ目なく支援する環境を整え、子育てしたくなるまちづくりを基本目標として掲げさせていただいております。長期間にわたり町の出生数が減少傾向にあり、これに加えて核家族化、晩婚化など、若い世代を取り巻く環境が大きく変化をしております。このような中、若い世代の希望をかなえられるようにするため、結婚から妊娠・出産・子育ての各段階においてきめ細かな支援を行う体制を整え、子育てしたくなるまちづくりを目指すものでございます。

また、先ほど森田議員の一般質問においても答弁させていただきましたが、さらなる子育て日本一を目指すまちづくりを私の公約に掲げ、各種施策を推進しているところでございます。

さて、議員御質問の県が実施をしている高校生等就学給付金の支給基準対象外となった方々への援助の件でございますが、現在のところ長和町におきましては援助制度は整備をされておられません。近隣では、上田市において上田市給付型奨学金として支給が行われております。これは県の高校生等就学給付金及び私立高等学校等就学給付金の支給要件に該当しない世帯の方に対し、年額6万円を支給するというものでございます。

しかし、長和町は高校へ通学するための補助金、子育て応援給付金、また今年度からは給食費の無料化など町独自の助成を行い保護者の負担軽減を図っておるところでございます。

以上から、制度を実施した場合の町財政などを研究しながら検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（田村孝浩君） 田福議員。

○3番（田福光規君） ありがとうございます。ぜひ実施に向けての検討を具体的に進めていただきたいというふうにお願いをいたします。

以上をもちまして、私からの一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

た。

---

◎散会の宣告

○議長（田村孝浩君） 以上をもちまして、本日予定した会議は終了いたしました。  
会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

---

散 会 午後 1時47分

第 3 号

( 6 月 14 日 )

議 事 日 程

平成30年 6月14日

午前 9時30分 開議

長和町議会議長

- 日程第 1 議案第44号 長和町ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出)
- 日程第 2 議案第45号 長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
(町長提出)
- 日程第 3 議案第46号 平成30年度長和町一般会計補正予算(第1号)について  
(町長提出)



追 加 議 事 日 程 (第 3 号の追加 1)

平成 3 0 年 6 月 1 4 日

長 和 町 議 会 議 長

日程第 1 議案第 4 7 号 長和町電気自動車等用充電器の設置及び運用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(町長提出)

日程第 2 議案第 4 8 号 長和町特定環境保全公共下水道長門水処理センターの建設工事委託に関する協定の締結について

(町長提出)

平成30年長和町議会6月定例会（第3号）

平成30年6月14日 午前 9時30分開議

出席議員（10名）

1番	佐藤 恵一 議員	2番	渡辺 久人 議員
3番	田福 光規 議員	4番	森田 公明 議員
5番	宮沢 清治 議員	6番	伊藤 栄雄 議員
7番	柳澤 貞司 議員	8番	小川 純夫 議員
9番	羽田 公夫 議員	10番	田村 孝浩 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	羽田 健一郎 君	副 町 長	高見沢 高明 君
教 育 長	辰野 登志男 君	総 務 課 長	小林 文江 君
企画財政課長	金山 睦夫 君	建設水道課長	長井 剛 君
建設水道課専門幹	龍野 正広 君	こども健康推進課長	藤田 仁史 君
町民福祉課長	藤田 孝 君	情報広報課長兼会計管理者	山浦 純一 君
産業振興課長	藤田 健司 君	教 育 課 長	宮阪 和幸 君
総務課長補佐	小林 義明 君		

議会事務局出席者

事 務 局 長	城内 秀樹 君	議会事務局書記	宮澤 志緒 君
---------	---------	---------	---------

◎開議の宣告

- 議長（田村孝浩君） おはようございます。  
長和町議会第2回定例会を再開いたします。  
ただいまから会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
- 

◎日程第1 議案第44号 長和町ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例の制定について

（町長提出）

- 議長（田村孝浩君） 日程第1 議案44号 長和町ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、審議に付します。

本案に対する委員長の報告を求めます。

宮沢総務経済常任委員長。

- 総務経済常任委員長（宮沢清治君） 改めまして、おはようございます。

それでは、総務経済常任委員会の審査報告を申し上げます。

総務経済常任委員会は、平成30年6月8日、全委員出席のもと、本定例会に提案され、委員会付託となりました案件について審査を行いました。議長の指示に従い、順次結果を御報告いたします。

議案第44号 長和町ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例の制定について、担当者から説明の後、質疑・応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。質疑・応答の内容は以下の通りです。

C Sデジタル放送を実際に見ている人はどのくらいか。直接視聴する場合、月額で1万円を超えると聞くと、800円という価格は大変破格である。デジタルパックの内容はどうなっているかの問いに、平成30年5月末現在の加入者は70名。チャンネル数は、現在、24チャンネルが視聴できる。個別にチャンネル契約を行った場合、1チャンネル当たり1,000円ということ を考慮すると、費用負担がかなり大きくなるため、ケーブルテレビのサービスの一環として、より多くの番組を安い価格でごらんいただくためにこの価格となっているとの答弁。

丸子テレビへの年間支払額は幾らかの問いに、平成28年度と平成29年度における支出額は、平成28年度143万1,756円、平成29年度145万3,032円であるとのこと。

別途800円払えば24チャンネル見られるということか。また、972円という金額について再度説明してほしいの問いに、条例にある月額800円の時に視聴できたC Sのチャンネル数は21チャンネルだが、現在、実際に視聴できるチャンネル数は3チャンネルふえたことで172円増

額となり、合計で月額972円になったということである。

初期投資として、セットトップボックスという機械を購入する必要がある、一番安いもので2万7,000円、登録機能を有するもので4万から5万円である。このセットトップボックスを購入してもらえば、月額972円でCS24チャンネルとBSを視聴することができるようになるとのこと。

セットトップボックスというのはブースターのことかか問いに、セットトップボックスはブースターとは違うものである。CS放送は、CSトランスモジュレーションという方式で放送されており、普通のテレビでは受信できない仕様になっている。セットトップボックスを介して変換することにより視聴が可能になる。

補足であるが、今年度からケーブルの光化事業を行うが、この工事が完了するとBSはトランスモジュレーションからパススルー方式になるため、BS放送は普通のテレビで視聴できるようになるとのこと。

改正する条例に実費とあるが、これは今後も価格が変動する可能性があるということかか問いに、直近では消費税率の改正があり、これに伴い料金改定をすることになるが、特定の金額を明記すると、その都度条例改正が必要になり、また、今回のような改正時期のずれを生じないために実費という表記にしたとのこと。

要望といたしまして、現在の加入者に対して、チャンネル視聴料金が変わることとをしっかりと説明してほしいという要望がございました。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 以上で委員長報告が終わりました。

日程第1 議案第44号 長和町ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を集結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより議案第44号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり可決することに、賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎日程第2 議案第45号 長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に

ついて

(町長提出)

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第2 議案第45号 長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、審議に付します。

本案に対する委員長報告を求めます。

森田社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（森田公明君） 社会文教常任委員会は、去る6月7日に委員会を開催し、今定例会に提案され、社会文教常任委員会に付託された各議案について審査を行いました。議長の指示に従い、順次御報告いたします。

議案第45号 長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、特段質疑・討論なく、採決の結果、全員賛成で、可決すべきものと決定いたしました。

報告は以上です。

○議長（田村孝浩君） 以上で委員長報告が終わりました。

日程第2 議案第45号 長和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（田村孝浩君） 質疑を集結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより議案第45号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり可決することに、賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎日程第3 議案第46号 平成30年度長和町一般会計補正予算（第1号）について  
(町長提出)

○議長（田村孝浩君） 次に、日程第3 議案第46号 平成30年度長和町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とし、審議に付します。

まず、総務経済常任委員会に付託された総務課、企画財政課、産業振興課、建設水道課の所管す

る補正予算について、委員長報告を求めます。

宮沢総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（宮沢清治君） それでは、御報告を申し上げます。

議案第46号 平成30年度長和町一般会計補正予算（第1号）について、建設水道課、総務課、企画財政課、産業振興課の所管する予算について、審査結果を御報告いたします。

担当課説明の後、質疑・応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。質疑・応答の内容は以下の通りです。

初めに、建設水道課より御報告をいたします。

建設耕地係。委員より、圃場整備地区全域の設計委託をしたということかの問いに、設計はこれから行う予定。計画している場所は4.2ヘクタールで、その中の該当する部分については全て測量設計を行う考えでいるとのこと。

次に、総務課について御報告をいたします。

総務係。委託業務の内容は何かの問いに、会計年度任用職員制度について、法に適した運用方法の支援、管理職や現在の臨時職員及び総務担当への研修会の実施、新制度への移行支援、新規条例整備の支援が委託業務の内容となっている。また、多くの市町村が本業務を委託予定とのこと、他市町村の動向を確認しながら制度移行を進めることができるとのこと。

委員より、どこに委託するようになっているのか。また、例規はいつまでに整備するのかの問いに、町の例規集の保守管理業務を委託している株式会社ぎょうせいへの委託になるかと思う。会計年度任用職員制度は平成32年4月1日より施行となるので、遅くとも平成31年6月までに整備する予定であるとのこと。

次に、産業振興課について御報告いたします。

特産品開発係。委員より、事業実施主体は、姫木平の女将の会でいいのか。また、3万7,000円減額のための補正でいいのか。補助率はどのようになっているかの問いに、女将の会のみでなく、地区全体としての取り組みとなり、当初予算から補助申請、確定になった額を合わせた補正となっている。また、補助率については、ソフト事業が4分の3、ハード事業が3分の2であるとのこと。

委員より、事業費の減で支障はないか。また、原因は何かの問いに、支障はない。原因は、予算要求時と補助申請時において、状況に対応して計画を変更したものであるとのこと。

次に、林務係。和田の上組、中組地区でも、松くい虫被害が見られる。具体的にどのような対応、対策をするのかの問いに、標高の高い位置から対策していく。基本的には、現在取り組んでいる伐倒くん蒸と樹種転換事業により対応していきたい。滝ノ沢では10ヘクタール目標として、樹種転換をしていくよう推進しているが、今後、被害木の伐倒くん蒸や健全な松を事前伐採して売却するなどに取り組み、松くい虫被害未然防止に努めていきたいとのこと。

多額の公金を投入しているにもかかわらず、松くい虫の被害はどうして減らないのか。ちなみに上田市は100億円以上使っている。よりよい方法を見出し、一層本気になって対策を講じてもら

いたいものだがの問いに、春駆除よりも秋駆除のほうが効果的であるため、今後、積極的に、かつ、広域的に対応していきたい。先般、地域振興局において開催された県議会への林務係への陳情において、森林税の活用も含めた、松くい虫対策の強化を上小の市町村で陳情したことも報告されたとのこと。

委員より、役場の下の山の松が真っ赤になっている木があるが、すぐに対応できないのかの問いに、既に施業契約をしている。森林組合とコンタクトをとり、早急に対応したいとのこと。

商工観光課。説明にもあったが、福祉風呂は他の障害者の方にも十分使えるものかの問いに、依田窪病院の先生方に相談をし、さまざまな障害の方に対応できる最低限のスロープ、手すりを設置することによって、要望に対しては解消できると答えをいただいているので問題はないとのこと。

委員より、福祉風呂は、1日どれくらいの利用者があるのかの問いに、正確に何人とは把握していないが、1日二、三件の予約がある。年間では約600件の利用があるとのこと。

委員より、福祉風呂の入館料は幾らかの問いに、身体障害者手帳をお持ちの方は250円。付き添いの方も250円で利用できるとのこと。

委員より、設計料は発生するのかの問いに、設計施工という形で行うため、設計料としての項目は発生しないとの答弁。

なお、企画財政課のまちづくり政策係及び財政係に関わる事項については、質疑・応答がありませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（田村孝浩君） 次に、社会文教常任委員会に付託された町民福祉課、教育課の所管する補正予算について、委員長報告を求めます。

森田社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（森田公明君） 議案第46号 平成30年度長和町一般会計補正予算（第1号）についてのうち、町民福祉課、教育課が所管する総務費、教育費及び関係歳入について、審査を行った結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑・応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成で、可決すべきものと決定いたしました。質疑・応答の内容は以下の通りです。

まず、町民福祉課にかかわる事項です。

窓口係。委員より、臨時職員の賃金に関する補正であるが、町民福祉課はセキュリティの高い仕事をしているため、臨時職員の採用に当たり、人間性・能力等により採用されていると思うが、その配置等についてどう考えるかの問いに、内部の人事異動により一般職員を配置できず、臨時職員の配置を行った。30年度で採用した臨時職員のうちから、元役場職員であった者を配置した。採用・配置に当たっては、セキュリティに配慮し、面接を行い、また、本人にも確認し、役場の仕事を理解した上での採用・配置を行った。今後もセキュリティの確保に万全を期していきたいとの回答でした。

委員より、また、窓口係としてどのような仕事をしているかの問いに、窓口係は3名の職員で業務を行っている。臨時職員の担当業務については、年金関連業務を主に担当している。その他の窓口業務については、窓口係3人で協力しながら行っているとの回答でした。

委員より、今回は人事異動に伴って欠員が生じたから臨時職員を採用したと思うが、32年度からの会計年度任用職員制度は、現在の非常勤・臨時職員が一本化される制度であり、今までのような穴埋め的な臨時職員の採用という考え方を变えるものであると思う。そのため、今回のような臨時職員の対応は32年度からはできなくなるのではないかと。あくまでも定数を管理していくことが必要だと思うし、今後の見通しをもって対応していく必要があると思うがどうかの問いに、会計年度任用職員制度の背景には、同一労働同一賃金、働き方改革などがあり、本来的に臨時職員というものは、出産により欠員が生じた場合や何か事故があった場合、また、仕事が忙しい期間だけ採用するのが本来の臨時職員のスタイルであるが、全国の市町村では半年ごとの契約の継続等で臨時職員を雇用してきた経過がある。これに対して国は、このような採用は本来の臨時職員のスタイルではないということで、この制度のスタートを切っている。

今後は、会計年度任用職員制度や再任用制度がある中で、意向調査を行いながら、どのように職員配置をしていくか。定年職員数や各事業の内容等を総合的に勘案しながら職員採用計画を作成していかなければならない。現在、その対応を進めている。

また、今の臨時職員の対応については、会計年度職員に移行するための説明会や聞き取り調査を行い、働く意欲があるかを確認しながら進めていく。先を見据えた適正な定員管理計画についても作成していく必要があると考えているとの回答でした。

委員より、臨時職員等の採用に当たり、町として個人情報保護等の研修を定期的実施し、記録に残しているかの問いに、セキュリティ研修については、職員が定期的実施されている研修会へ参加して研修を受けており、誰が研修したかについても記録に残してある。戸籍等の専門職研修については、担当課でさまざまな研修会に出席して研修しているとの回答でした。

次に、教育課にかかわる事項です。

学校教育係。長門小の建物修繕費の補正について、これまで長門小では無人時に消防署に連絡がつかなかったということかの問いに、そうですとの回答でした。

委員より、緊急通報装置と火災報知機が連動することにより、委託先の警備会社に月々の支払いは発生するかの問いに、調査不足で申しわけないが、発生するかもしれないとの回答がありました。

この委員会の後、確認しましたところ、設置費のみで月々の料金は、現在契約している緊急通報装置の料金に含まれ、金額の変更はないとの回答がもたらされました。

文化財係。委員より、歴史的景観形成の補助金について、大門稻荷神社高辻土俵の補助金が当初予算に計上してあるが、この補助はそこには含まれていないかの問いに、含まれていない。今回の補助金は大門稻荷神社入口の鳥居の修繕であるとの回答でした。

議案第46号についての報告は以上です。



○議長（田村孝浩君） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 申しわけございません。

先ほどの緊急通報装置と火災報知器の連動についてですが、委員会後確認したところ、設置のみで月々の料金は、現在、契約している緊急通報装置の料金に含まれているということなのですが、そもそも連動してなかったということで瑕疵があるということは、その契約が履行されてないということだったので、通常民間では、契約が履行されてなければ、それまでの料金に対して何らかの返還等を求めることは必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（田村孝浩君） 森田委員長。

○社会文教常任委員長（森田公明君） これ委員会の報告がありましたが、これまでの緊急通報装置の契約に、通報を加えても現在の契約と変わらないというような回答です。ですから、料金的には変わりはないという回答です。

○議長（田村孝浩君） ええですか。

○1番（佐藤恵一君） はい。

○議長（田村孝浩君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑なしと認め、質疑を集結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより議案第46号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり可決することに、賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第46号は委員長報告とおり可決されました。

ここでお諮りいたします。お手元に配付のとおり、町長から追加議案が提出されております。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 異議なしと認めます。よって、これを日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

---

◎日程第1 議案第47号 長和町電気自動車等用充電器の設置及び運用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（町長提出）

◎日程第2 議案第48号 長和町特定環境保全公共下水道長門水処理センターの建設  
工事委託に関する協定の締結について

(町長提出)

○議長(田村孝浩君) 追加議事日程第1 議案第47号 長和町電気自動車等用充電器の設置及び運用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第2 議案第48号 長和町特定環境保全公共下水道長門水処理センターの建設工事委託に関する協定の締結についてを一括して上程いたします。

前議案について、町長より提案理由の説明を求めます。

羽田町長。

○町長(羽田健一郎君) 本議会に追加議案として提案させていただきました条例改正案1件と契約締結案1件について、御説明を申し上げます。

まず、議案第47号 長和町電気自動車等用充電器の設置及び運用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。

電気自動車等用充電器につきましては、電気自動車の普及に伴い、地球温暖化防止対策の一環として、また、観光客誘致の観点から、道の駅マルメロの道ながとに2基、和田宿ステーションに1基の合計3基を設置し、運用しておるところでございますが、平成29年度に新たに長門牧場駐車場に整備した充電器の設置場所を条例に追加するものであります。

次に、議案第48号 長和町特定環境保全公共下水道長門水処理センターの建設工事委託に関する協定の締結について、御説明を申し上げます。

長和町長門水処理センターの電気設備につきましては、平成10年3月の供用開始より20年が経過をし、耐用年数も超えております。この工事は、受電源設備、運転操作設備、計装設備、監視制御設備の再構築をし、安全で安定的な汚水処理を行うためのものであります。

これらの案件につきましては、地方自治法及び町の条例により、議会の議決を要する案件となるため、本議会に提案をさせていただいたものであります。

以上、追加議案として提案させていただきました議案については、概要を説明させていただきましたが、詳細につきましては、御審議の際、担当課長より説明を申し上げますので、原案を御承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長(田村孝浩君) 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま追加した議案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本日審議をし、即決したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田村孝浩君) 御異議なしと認め、追加した議案は、本日即決とすることに決定をいたしました。

日程第1 議案第47号 長和町電気自動車等用充電器の設置及び運用に関する条例の一部を改

正する条例の制定についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の詳細説明を求めます。

藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） よろしくお願ひいたします。

それでは、議案書の1の1をお開きください。それでは、御説明をさせていただきます。

議案第47号 長和町電気自動車等用充電器の設置及び運用に関する条例の一部を改正する条例を制定するもので、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、ページの1の3新旧対照表で御説明をさせていただきます。

今回の改正の理由ですけれど、平成29年度に長和町大門3540番地9。先ほど説明がありました長門牧場の駐車場ですけれど、に整備をしました電気自動車等用充電器の供用開始のめどが立ったため、別表第1（第3条関係）になるんですけれど、別表第1に電気自動車等用の充電器の設置場所を追加ものでございます。

なお、公布年月日につきましては、条例の公布日からとさせていただく予定でございますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（田村孝浩君） 以上で議案の説明を終わります。

まず、日程第1 議案第47号 長和町電気自動車等用充電器の設置及び運用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を集結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより議案第47号を採決いたします。

議案第47号を原案のとおり可決することに、賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第2 議案第48号 長和町特定環境保全公共下水道長門水処理センターの建設工事委託に関する協定の締結についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の詳細説明を求めます。

金山企画財政課長。

○企画財政課長（金山睦夫君） それでは、御説明申し上げます。

議案書の2の1ページをお開きください。

議案第48号 長和町特定環境保全公共下水道長門水処理センターの建設工事委託に関する協定の締結について、地方自治法、町条例の関係規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、記載の工事委託に関する協定の締結でございます、契約の金額は1億6,410万円となっております。

契約の相手は、東京都文京区湯島2丁目31番27号、日本下水道事業団代表者理事長辻原俊博。契約の方法は、随意契約となっております。

これは下水道法によりまして、公共下水道の設計、監督管理につきましては、有資格者が行わなければならないと定められておりまして、下水道事業団法に基づく同事業団が、地方公共団体の委託を受けることができる唯一の機関となっているためでございます。

2の2ページの契約書の写しをごらんください。

中段の6条、7条にありますように、平成32年3月31日を期限とする2年にわたる契約となっております、今年度事業費は3,260万円となっております。

2の4ページをごらんください。

16条とその下に契約年月日、記載してあります通り、平成30年6月6日に仮協定を締結いたしまして、議会の議決をもって、正式協定とするものですので、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○議長（田村孝浩君） 以上で議案の説明を終わります。

まず、日程第2 議案第48号 長和町特定環境保全公共下水道長門水処理センターの建設工事委託に関する協定の締結についてに対する質疑を行います。質疑ございますか。

小川議員。

○8番（小川純夫君） 向学のためにお聞きをするんですが、大変大きな相手方、日本下水道事業団。でも、実際に工事するのはここがやるわけじゃないんですね。

その内容はということなるんですかね。実際に工事をする段階で。

○議長（田村孝浩君） 長井建設水道課長。

○建設水道課長（長井 剛君） 実際の工事の内容ということでございます。

工事につきましては、設計・積算、発注から竣工検査までという一連の流れがあるんですけども、下水道事業団のほうで、この工事については責任を持って管理しながら、業者のほうと契約してやっていくというふうになります。

○議長（田村孝浩君） よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

宮沢議員。

○5番（宮沢清治君） 非常に大きな金額の事業なんですが、これの財源についてはどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（田村孝浩君） 長井建設水道課長。

○建設水道課長（長井 剛君） 財源につきましては、国庫補助がでございます。これが50%、半額国庫補助です。残りの半額につきましても、下水道事業債のほうを借り入れて対応するというところであります。

○議長（田村孝浩君） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 質疑を集結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 討論を終わります。

これより議案第48号を採決いたします。

議案第48号を原案のとおり可決することに、賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（田村孝浩君） 全員賛成。議案第48号は原案のとおり可決されました。

---

◎閉会の宣告

○議長（田村孝浩君） 以上で、本6月定例会に提出されました案件は全て終了いたしました。

したがって、平成30年6月長和町議会第2回定例会を閉会といたしたいと存じますが、御異議  
ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田村孝浩君） 御異議なしと認め、平成30年6月長和町議会第2回定例会を閉会といた  
します。

御苦労さまでした。

---

閉 会 午前10時05分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

長和町議会議長 田村孝浩

長和町議会議員 森田公明

長和町議会議員 羽田公夫

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

長和町議会議長

長和町議会議員

長和町議会議員